

令和5年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和5年3月17日  
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

住民福祉部長 栗山 浩二

(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	高田保育所 所長	松尾 郁子
課長補佐	藤吉 有見	係 長	山口 陽子
係 長	尾田 光洋		

(住民環境課)

課 長	中尾 盛雄	課長補佐	木須 美樹
係 長	松本 雄輔		

(福祉課)

課 長	川内 佳代子	課長補佐	森内 秀朋
係 長	後藤 理子	係 長	池田 麻夢

健康保険部長 富永 正彦

(健康保険課)

課 長	藤崎 隆行	課長補佐	木澤 奈津代
係 長	相川 沙織	係 長	一ノ瀬 奈々

(介護保険課)

課 長	村田 佳美	参 事	中村 幸子
係 長	浦川 真		

(会計)

会計管理者 宮崎伸之

課長補佐 和田久美子

(議会事務局・監査事務局)

局長 青田浩二

議事課長兼監査事務局長

福本美也子

課長補佐 梶尾和美

係長 江口美和子

本日の委員会に付した案件

議案第 7号 令和4年度長与町一般会計補正予算(第9号)

議案第14号 令和5年度長与町一般会計予算

開会 9時28分

閉会 15時50分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和5年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算の件を議題といたします。本日は、住民福祉部高田保育所から審査を行いたいと思います。提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

## ○参事（松尾郁子君）

令和5年度長与町一般会計予算の高田保育所所管につきまして、ご説明させていただきます。歳入からご説明します。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目、スポーツ振興センター共済保護者負担金2万3,000円が高田保育所所管となります。次に、14、15ページをお開きください。13款1項2目民生使用料2節児童福祉使用料の全て、1,151万6,000円が高田保育所所管となります。1行目は通常保育の保育料、2行目は町外在住の児童の受け入れ保育料、3行目は延長保育料、4行目は入所していない児童を預かる一時保育の保育料、5行目は滞納繰越分の保育料です。次に、20、21ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の1行目の子ども子育て支援交付金のうち431万3,000円が高田保育所所管となります。内訳は100万8,000円が一時預かり事業、330万5,000円が地域子育て支援拠点事業で、補助率は3分の1です。続きまして、2行目の保育対策総合支援事業費補助金のうち5万円が高田保育所所管となります。新型コロナウイルス感染症対策事業分です。次に、24、25ページをお開きください。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の3行目子ども子育て支援交付金のうち431万3,000円が高田保育所所管となります。内訳は100万8,000円が一時預かり事業、330万5,000円が地域子育て支援拠点事業で、補助率は3分の1です。次に36、37ページをお開きください。20款5項1目雑入の下から3行目、副食費216万円が高田保育所所管となります。3歳児から5歳児1人当たり4,500円、1カ月40人と想定し、12カ月分となります。歳入は以上です。

次に歳出でございます。100、101ページをお開きください。前年度と比較して全体で265万1,000円の増加となりました。正規職員の給与等が205万9,000円増加したのが主な理由です。それでは、3款2項3目高田保育所費を節ごとに昨年度と異なる部分をご説明いたします。1節報酬の2行目から6行目は会計年度任用職員の報酬です。3,928万2,000円で、昨年度と比較して263万6,000円の増額となっております。理由は報酬単価の上昇と、障害児保育に保育士を1名加配したためです。次に、104、105ページをお開きください。12節の樹木剪定業務委託料は園庭樹木剪定業務委託料から名称変更しました。12節委託料の最後の行になります。

例年の高田保育所のり面の樹木剪定に、グラウンドのり面の雑木の伐採業務70万4,000円を追加しました。木がグラウンドのり面に生えており、根がのり面のコンクリートを押し、爆裂、剥落する可能性があることから伐採を行うこととしました。次に14節工事請負費です。179万円を計上しておりますが、グラウンドのり面補修工事を行うものです。のり面のモルタル部分の一部が剥落する可能性があることから補修を行います。以上が高田保育所所管でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきます。まず歳入の方から入っていきます。12、13ページ、負担金です。質疑はありませんか。次、14、15ページ、下段の方ですね。

安部委員。

○委員（安部都委員）

15ページの児童福祉使用料というところで、大体それぞれの各保育料、施設、一般保育、延長、一時っていうのは、大体子どもの数としてどのくらいいらっしゃるのか、その内訳を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

1行目の児童福祉使用料は90名を見込んでおります。90名のうち3歳から5歳までは保育料が無償化となりますので、0から1、2歳の38名ほどを見込んでおります。次に広域入所児童分ですけれども、今年度のとおりであれば1名を見込んでおります。延長保育料ですが1時間200円、50名分を見込んでおります。一時預かり料は年間600名を見込んでおります。滞納繰越分については、すみません分かりません。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

広域入所っていうのは、例えば長崎市の方から高田保育所の方に受け入れをするっていうところで1名ということによろしいんですかね。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

例年時津町や長崎市からの受け入れを行っております。現時点では入所児童の行き先っていうのがまだ決定していないこともありまして、人数については未定ですが一応1名ということで上げております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

一時預かり年間600人ということですが、これは小学生6年生までということによろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

就学前の児童になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、次に進みたいと思います。20、21ページ、これは子ども子育て支援交付金の分ですね。その下もです。よろしいですか。最後戻りますので、次に進めます。次に24、25ページ、こちらも中段のところですね。いいですか。では36、37ページ、雑入の副食費です。質疑はありませんか。それでは進めます。歳出の方ですね、100、101ページ。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

101ページの報酬の件で、障害児保育っていうのが始まったことになるんですかね。ひばり学級というのが近くにあると思うんですけど、そのすみ分けみたいなのはどういうものなのか教えていただけますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

障害児保育ですが、今年度年度初めには卒園したお子さんがおりましたので、該当する障害児という方がおりませんでした。来年度は加配が必要な障害児がおりますので、予算要求をさせていただきました。障害児保育はいつも受け入れを行っているんですけども、入所児童がいるかないかによって、加配の保育士の報酬を付けさせていただいております。ひばり学級と高田保育所の障害児に対するすみ分けですが、高田保育所は両親が就労などによって保育に欠ける児童を預かりするものです。ひばり学級は通級で療育活動を行う所で、ご両親と一緒に活動を行いながら、または集団の中でそれぞれが所属する幼稚園や保育所などで集団生活を行うための支援という部分であります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2年、3年、4年、ここ3年間ぐらいのそれぞれ子どもの数と先生の数に分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

令和2年度は児童数が3月時点で91名、令和3年度は3月時点で87名、今年度は92名です。令和2年度の職員数は、調理員は除いて35名、令和3年度が申し訳ありません記載していないんですけれども、今年度が32名です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

101ページの、先ほどの同僚委員の障害児保育事業補助金ということでこうなっているんですけれども、これは医療的ケア児を1名受け入れるってということで看護師の手当になるんですかね。そこだけちょっと確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

令和5年度は医療的ケア児の受け入れの予定がございませんので、看護師ではありません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田保育所費全体についてになるかもしれませんが、以前、高田保育所は長与町内のいろんな子育て支援の中核っていうか、核みたいな存在だということ、それから町内の民間保育園等に対する指導的な役割もあるんだという話を以前されておりましたが、そういった機能というのは現在もなされているのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

コロナ以前は、町内の子育て機関に講演会や講習会を開催するなどしてそういった立場に立っておりましたが、コロナが始まってからは、そういう講演会とかを控えさせていただきますので、現在のところそういった事業というのは取り組んでおりません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。コロナが収束した後はどうなるのでしょうか。また復活するのか、もうそのままやめてしまわれるのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

全てのものを必要かどうかということを吟味して再開は行いたいと考えております。一部、子どもたちに直接提供する保育的技術というのはお声掛けをしたいと思っているところです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の件は了解をいたしました。もう一つお伺いしたいのが、ここ20年ぐらいの間に発達障害児っていうのの顕在化っていうか、それが言われるようになってきましたよね。私が子どもの時はそういう認識というのがなかったんですが、今そういう子がいらっしやって、やっぱりそういう子たちに対しては専門的な知識を持って子どもに接する、知識がない方とある方では全く子どもに対するケア、接し方が変わってくると思うんですが、そういう発達障害児に対する専門的知識、あるいは対応ですね、この辺りっていうのは十分になされているのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

専門的な知識については県の保育協会などの研修を受けております。また、障害児のお子さんが通っておられる専門機関の先生と連携を取らせていただいて、訪問させていただいて現場を直接見させていただき、直接先生から指導法を教えていただくと、そして保護者とも共有しながら保育計画を立てて保育を実施しております。また、ひばり学級で行っているケースワークなど勉強会にも参加させていただいて、全般的な理論から子どもそれぞれに対する具体的な指導法まで学んでおります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは進みます。次のページですね、102、103ページ。質疑はありませんか。それでは104、105ページ。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先般、条例改正でバスへの補助等、バスのブザー設置補助等を審議したんですけれども、高田保育所ではバスは運行していないんですけれども、今年の福岡での保育所の置き去り事件、あと静岡でもというのがありました。また最近では、佐世保で保育士による体罰等が今議論されております。昨日は今度東京で保育士が逮捕されたという事件もありました。本町ではこのようなことはないとは思っているんですが、何が起こるか分かりませんので気を引き締めていただきたいと思いますと思うんですけれども。高田保育所に関し

ましては、登園、退園とあと在園中の確認等、子どもの所在をはっきりと明確に把握しておく必要があるかと思うんですけども、以前ICTを活用した、ここにも予算が上がっているんですけども、そういったのを行っているとお聞きしたんですけども、改めてちょっとお聞きしたいんですけども、その子どもたちの把握ですよ。そのようなことをどのように行っているか、説明いただけたらと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

登所、退所についてですが、保護者が携帯でQRコードを読むことで、登所時間と退所時間が把握できるようになっております。そして保育室に子どもが来た時には事務室の事務机に子どもたちの名簿がありまして、そこでもう一度〇(マル)を付けるようにしています。電話連絡もこの子どもでの打刻もない場合は、9時半をめぐにご家庭に電話連絡させていただいて、欠席かどうかという確認をします。そこで1日の子どもたちの人数というのを1回把握します。そして外に出る時、外から帰る時、その名簿を持って全員そろっているか玄関の前で点呼を行って人数確認をしております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

そこまで何重にも確認されているということで。あと一つ確認したいのが、通常担当の先生がいらっしゃる時はいいんですけども、イレギュラーな形で担当の先生がいらっしゃらない時とか席を外している時、そういった時の連絡はきちつとなるようになっているのか、その確認をしたい。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

各クラス複数担任となっておりますので、1人の保育士が抜けるときも保育士同士で情報共有を行って、把握するようにしています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

施設設備改良工事というところでお伺いします。先ほどのご説明ですと、グラウンドのり面の爆裂ですか、それは樹木の、ちょっと私の解釈が間違っているかもしれませんが、やはり木が大きくなって根が張ってきて、それによって浮き出ってということなのかということと、やっぱりもうそうなってくるとその木そのものの伐採が必要かなと思うんで、そういう形になるのかと、他に該当するような箇所がないのかですね。要



するに、今回は予算がこれだけだからもうここだけにしておこうという形に、状況私全く知りませんが、これでもうほぼ解決するのか、また年次的にこういったことが必要になってくるのかはどうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

今回補修を行う部分は、経年劣化による爆裂等剥落の可能性があるということで補修させていただきます。のり面の上部に生えている雑木の根が今後影響するのではないかとということで、直接今根がモルタル部分を押ししているというわけではないんですけど、予防的な措置ということで伐採を行うようにしました。そして他の部分についても確認していただいたんですけど、今すぐ補修が必要ということはないということで、今回一部だけの補修とさせていただきました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほど安部委員が尋ねられていた滞納繰越の1万円、これは委員長が言われたのは収納推進課に当たるっておっしゃられたんですけど、高田保育所で上げていたら高田保育所の分なのかなと思うんで。だから昨日収納推進課の説明ではこの部分なかったんですよ。そちらに尋ねているんじゃないかと、事務上の処理でどうすればいいのかなと思ってですね。尋ねていいのか悪いのかっていうのを、局長も含めてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほどの西岡委員の質疑に答弁をお願いします。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

児童福祉使用料滞納繰越分1万円につきましては、前年度実績で見込んだものでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先ほど、園児数と職員数を私質問した理由はですね、要するにその民間保育所と比べた時に、職員の受け持つ園児数、それとどうなのかなと。だからそういう民間も公立も職員の配置っていうのは、人数的な基準というの是一緒なんですか。まずそれを聞かせていただきたい。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

児童に対する職員の配置は国の基準で決まっております、それを基本に配置しております。0歳児3名に対して保育士1名、1、2歳児6名に対して保育士1名、3歳児20名に対して保育士1名、4、5歳児30名に対して保育士1名です。この基準は民間と公立で違いはありません。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

よく今報道でもあっていますように、先生の受け持つ数が非常に多いんじゃないかと、30、40人、多い所はですね。それで目が届かないということもあって、いろいろ問題も出ているというそういう状況が報道されていますよね。かといって、今おっしゃったように国の定めた基準ですので、それは守っておられるわけですよね。ところが国自身の配置の数が実態に合わないんじゃないかという指摘もあっているんですが、実際の日頃の保育の状況、これじゃやっぱりちょっと基準はちょっと改めないといけないよねとか、そういう実態というのはどうなんですか、長与の保育所の場合ですね。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

実際のところは、国の基準ではなかなか保育が安全に行えないという状況はございます。特にその年その年で在籍する児童の状況というので左右されていきます。特に1歳児の6名に対して保育士1名というところが一番、うちだけではなく多分どちらの保育所でも苦慮されているのではないかと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、高田保育所の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、こども政策課の質疑に入っていきたいと思います。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

#### ○こども政策課長（宮司裕子君）

それでは、令和5年度長与町一般会計予算のこども政策課所管につきましてご説明をさせていただきます。12、13ページをお開きください。歳入でございますが、12款1項1目1節児童福祉費負担金から2節、保育料滞納繰越分、2目1節の養育医療費保護者負担金がこども政策課所管です。例年並みで見込んでおります。14、15ページをお開きください。13款1項2目2節児童福祉使用料はこども政策課所管です。高田保育所の保育料をはじめとした各種使用料となっています。次に、18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち33万円が養育医療費でこども政策課所管です。3行目の障害児入所給付費等国庫負担金がこども政策課所管で、障害児通所給付費に対する国庫負担金で、給付費の見込みから前年度当初より2,700万円増額となっています。補助率は2分の1です。次に2節保育所運営費負担金は、処遇改善に伴う給付見込額の増により約2,900万円の増です。3節児童手当負担金は、対象児童数の減少により約1,600万円減額しております。4節の子育てのための施設等利用給付交付金は、主に預かり保育に係る分の実績に合わせて減額をしています。次に2目1節保健衛生費負担金の1行目、母子保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の国庫負担金で、補助率は2分の1となっております。20、21ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金のうち、1行目の子ども子育て支援交付金は例年並みで見込んでおります。補助率は3分の1です。2行目の保育対策総合支援事業費補助金は、保育環境改善等事業として保育所等の送迎用のバス等への安全装置の導入支援を行うための補助金を計上しております。補助率は2分の1です。3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、5年度は民間事業所2カ所に補助を行います。補助率3分の2です。次に、3目1節保健衛生費補助金のうち、2行目の妊娠・出産包括支援事業補助金と4行目の出産・子育て応援事業費補助金がこども政策課所管です。2行目の補助金は産後ケア事業と産婦健診に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。4行目の補助金が、3月から始まった出産・子育て応援事業に係る補助金で、9月までの補助率が3分の2、10月以降は相談支援事業に係るものが2分の1、給付金に係るものが3分の2となっております。22、23ページをお開きください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうちの16万5,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1県費負担金でございます。国費同様給付見込額の増加により約1,350万円の増となっています。次に、2節保育所運営費負担金、3節児童手

当負担金、4節児童福祉費負担金がこども政策課所管分です。国費の計上と同様の理由で保育所運営費負担金は増額、施設型給付費等事業費補助金から子育てのための施設等利用給付交付金までは減額しております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の4分の1県費負担金です。24、25ページをお開きください。15款2項2目1節社会福祉費補助金の4行目の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費から8行目までがこども政策課所管です。7行目、8行目が新規事業で、医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金は、訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護に係る費用に補助するものです。補助率2分の1です。福祉医療費補助金（高校生）は、長与町で10月から開始予定の高校生に係る医療費助成に伴うものです。全額県費負担です。次に、児童福祉費補助金は1行目から3行目までがこども政策課所管分でございます。1行目は昨年と同額を計上、2行目は認可外保育施設の感染症対策に係る補助金、3行目の子ども子育て支援交付金は県費3分の1補助で、利用者支援事業は6分の1補助となっています。3目1節保健衛生費補助金の4行目の出産・子育て応援事業費補助金は、出産・子育て応援事業に係る補助金で9月までの補助率が6分の1、10月以降は相談支援事業に係るものが2分の1、給付金に係るものが6分の1となっております。34、35ページをお開きください。雑入です。上から17行目養育医療費返還金がこども政策課所管です。36、37ページをお開きください。5行目の保健事業参加者負担金のうちの11万5,000円と、9行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課所管です。どちらも例年並みとなっています。歳入は以上です。

次に、歳出でございます。86、87ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち1節報酬の4行目と5行目がこども政策課所管です。5行目の児童虐待防止専門員報酬は専門員1名分です。2節給料のうち2,760万円、3節職員手当等の扶養手当から次のページの2行目児童手当までの1,660万4,000円、その下の段の会計年度任用職員期末手当、4節共済費の共済組合負担金のうち874万2,000円と、その下の段の会計年度任用職員社会保険料がこども政策課所管です。人件費につきましては、課長以下、子育て支援係8名分と児童虐待防止専門員に係る経費です。7節報償費の講師謝礼は虐待対応研修会の分です。8節旅費の普通旅費のうちの2万8,000円、研修旅費、費用弁償のうち4万7,000円、会計年度任用職員通勤手当はこども政策課所管で、児童虐待防止事業に係る経費です。10節需用費の消耗品費のうちの1万6,000円がこども政策課所管です。印刷製本費と11節役務費の通信運搬費、12節委託料の3行目福祉医療費システム改修業務委託料、次のページの19節扶助費の一番下の高校生医療費分が、新規事業の高校生福祉医療費助成に係る経費です。11節役務費の審査支払手数料が、福祉医療費の現物給付に伴う審査手数料となっています。12節委託料の福祉医療費システム保守委託料、13節使用料及び賃借料の2行目と3行目がこども政策課所管です。90、91ページをお開きください。18節負担金、補助

及び交付金の1行目、長与町福祉団体育成補助金のうちの10万円がこども政策課所管です。長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金です。2行下の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、支援が必要な世帯を対象に、定期的に食材の提供等を通して家庭訪問しながら見守りを強化するための補助金です。5年度は2団体が活動予定となっています。19節扶助費は下から3行目の小児災見舞金以外、こども政策課所管です。下から2行目の子ども医療費は、コロナ等で受診件数が増加したことにより昨年度より約800万円増で計上しております。その下の行の高校生医療費につきましては1,263人分の医療費を計上しております。次に2目障害者福祉費です。障害児に対する部分がこども政策課所管となります。1節報酬、7行目の療育専門員報酬と8行目の療育補助員報酬がこども政策課所管です。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうちの275万8,000円、4節共済費の社会保険料のうちの294万円がこども政策課所管です。療育専門員6名、産休代替職員1名、療育補助員1名分になります。7節報償費の1行目の講師謝礼から3行目の謝礼までがこども政策課所管です。8節普通旅費のうちの1万7,000円、費用弁償のうちの4万円、会計年度任用職員通勤手当のうちの37万5,000円、10節需用費の消耗品のうちの19万9,000円がこども政策課所管です。92、93ページをお開きください。燃料費、食糧費、11節役務費の上から2行目の自動車損害共済金と、下から3行目の障害児通所給付費支払事務手数料と、次の育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。自動車損害共済金は、ひばり学級の公用車に係る保険になります。12節委託料の下から3行目のひばり学級施設管理委託料がこども政策課所管です。13節使用料及び賃借料の自動車借上料、有料道路等使用料のうち7,000円、公用車リース料がこども政策課所管です。17節備品購入費がこども政策課所管です。訓練用の遊具を購入予定です。94、95ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の1行目がこども政策課所管です。こちらは新規事業で、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児が利用する訪問看護ステーションの利用料を、1人につき年間24時間を上限に助成を行うものです。対象者2名分を計上しております。19節扶助費の上から8行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費と、下から5行目の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費がこども政策課所管になります。障害児通所給付費は、利用人数の増加と職員の処遇改善に係る加算により約5,400万円の増額となっています。96、97ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管となります。それでは節ごとに変更点を説明していきたいと思っております。1節の保健師パート報酬は、5年度よりファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会への委託から直営で行うように変更したことにより、1名保育師を配置するものです。3節職員手当等、次のページの4節共済費、8節旅費の3行目、会計年度任用職員通勤手当はこの保健師配置に係る経費です。12節委託料の2行目子ども・子育て支援事業基礎調査委託料は、子ども・子育て支援法に基づき5年

ごとに作成する事業計画の第2期が令和6年度までですので、令和5年度から6年度にかけて住民ニーズ調査を行い、令和7年度から11年度までの第3期事業計画を策定するものです。計画を2年にわたり行うため債務負担行為を計上しております。令和5年度長与町一般会計予算書の8ページをお開きください。令和6年度の計画策定業務に係る委託料として、350万円を限度として予算を計上させていただいております。98、99ページへお戻りください。18節負担金、補助及び交付金の一番下の行、ファミリーサポートセンター事業相互援助活動補助金は、利用者が育児の援助を利用する際の利用料の減免措置で、多子世帯、ひとり親世帯の利用や、子育て支援について協定を結んでいる事業所の寄付を活用し、利用料の減免をするものです。19節扶助費の1行目児童手当は、対象児童の減少のため対前年度比3.2%減となっております。100、101ページをお開きください。2目児童福祉運営費18節負担金、補助及び交付金は、障害児保育事業補助金からあやめ幼稚園運営補助金(2・3号)までが、保育園、こども園、新制度に移行した幼稚園に対する運営補助金です。一番下の行の保育環境改善等事業補助金が、保育所等の送迎用のバスへの安全装置の導入支援を行うもので、3施設5台分を計上しております。104、105ページをお開きください。4目児童館費です。昨年度との変更点のみご説明いたします。1節報酬の一般事務補助パート報酬は、各児童館の事業拡充を行う予算は増加しておりますが、コロナ対策で消毒作業を行うための予算を削減しているため減額予算となっております。10節需用費の5行目電気使用料は、実績見込みにより約170万円増額しています。106、107ページをお開きください。14節工事請負費は、長与南児童館の男女トイレの各1カ所を洋式トイレへ変更する工事を予定しております。他は例年並みとなっております。112、113ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費です。2節給料のうち2,170万4,000円、3節職員手当等、扶養手当から下から2行目の児童手当までの1,340万4,000円、4節共済費の共済組合負担金のうち712万8,000円がこども政策課所管です。母子保健係6名分の人件費になります。114、115ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費です。1節の一般事務補助パート報酬のうち10万1,000円がこども政策課所管です。予防接種の予診票のチェックをお願いしております。8節普通旅費のうちの8,000円、研修旅費のうちの9,000円、会計年度任用職員通勤手当のうちの9,000円、10節消耗品費のうちの3万3,000円、印刷製本費のうちの25万8,000円がこども政策課所管です。116、117ページをお開きください。12節予防接種委託料のうち1億2,200万円がこども政策課所管です。19節の予防接種助成費のうち150万円がこども政策課所管です。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管となっております。それでは変更点のみご説明いたします。1節報酬の一般事務補助パート報酬ですが、出産・子育て応援事業に係る給付金事務を行うため、1名分を増額しています。保健師パート報酬が昨年度より95万6,000円の増となっております。出産・子育て応援事業に係る伴走型の相談支援を行うための1名分を増額

しております。3節の会計年度任用職員期末手当と4節の会計年度任用職員社会保険料は、助産師パートの分が増額となっております。7節報償費は、母子保健推進員の訪問時の報償費を1件当たり50円増額させていただいております。12節委託料の健康診査委託料の減額は、出生数を昨年度の380人から350人と想定したことが減額の大きな理由です。産婦健診は実績に合わせて昨年度より減額をしています。118、119ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の2行目、出産・子育て応援給付金は妊婦、子ども360人分を計上しております。他は例年並みとなっております。次に、180、181ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費はこども政策課所管です。例年どおりに計上しております。

次に、令和5年度の主要な施策に関する説明書の13、14ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としましては、6項目掲載させていただいておりますので後ほどご参照ください。次に、26ページに特別職、非常勤職員の報酬の人数と予算額を計上しております。32、33ページに補助金・負担金一覧を、42ページには長期継続契約予定分を計上しております。以上がこども政策課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきますが、幅が広いのでページごとに行きたいと思います。まず、12、13ページ、下段の方です。質疑はありませんか。次、14、15ページ、よろしいですか。次、18、19ページ、真ん中から下辺りに幾つかあります。それでは20、21ページ、児童福祉費からその下の方です。いいですか。では次進みます。22、23ページ。戻っても構いませんので次進めます。24、25ページ。では次、34、35ページ。36、37ページ、これは負担金ですね。質疑はありませんか。それでは歳入全般で、質疑はありませんか。それでは歳出の方に移ります。まず、86、87ページ。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

児童虐待防止専門員報酬の件でお伺いをしたいんですが、1人分ということであります。現在、長与町内の児童虐待、あるいは可能性があるような状況というのは、どのくらいの数があるのかということと、傾向として心理的なものとか、実際手を出すとか、その辺りの状況ですよね。また、それは減少傾向なのか、増えているのかとか、ちょっとその辺りの実態というのをお聞かせいただければと思います。

#### ○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

#### ○こども政策課長（宮司裕子君）

現在長与町の方で、児童虐待ということで相談を受けている件数ですけれども、3年度実績で235人の相談を受理させていただいております。そのうち虐待相談の件数と

しては16件となっております。で、その数っていうのが減少しているのか増加しているのかっていうことですが、児童虐待の相談件数や相談受理件数としては減少しております。相談の内容で一番多いのは、やはり養育の育てにくさであるとか発達に特性があるとか、そういうことで相談をされる方っていうのが現在一番多いというところになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は分かりました。ただ、今発達の状況ということで言われましたけども、この児童虐待専門員というのは虐待に特化せずに、そういった子育て支援とかそういう発達の状況等々の相談も受けているということなのか。発達というのがちょっと虐待と結びつかないんですがいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

虐待を行ってしまう心理というところに、やっぱり育てにくさであるとか、経済困窮とか、そういったいろいろな理由っていうのが存在をしておりますので、育てにくいことで相談が行われているという状況が、今のところ多いところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次進みます。88、89ページ。次進みます。90、91ページ。よろしいですか。では、92、93ページ。進みます。94、95ページ。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

95ページの医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金、これは主要な施策の中にも載っていたと思うんですが、主要な施策の14ページです。これ現在長与町内の状況というのを、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらの医療的ケア児等訪問型レスパイト事業っていうものが、令和5年度から県の補助事業っていうことで行われますので、長与町の方もこちらの補助を受けて、この事業を開始するように計画を立てさせていただいております。で、この助成の対象者というのが、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援が必要な訪問看護ステーションを利用している在宅の障害児およびその家族っていうのが対象になります。その対象者、長与町でどのような方がいらっしゃるのかというと、人数として



は現在医療的ケア児は5名いらっしゃるんですけども、そのうちこのレスパイト事業を助成できる対象というのが現在2名ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

医療的ケア児が5名いて、このレスパイト事業の対象となるのが2名、その外れた方の根拠というのは何でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

外れた方っていうのが、訪問看護を利用されていない方であったり、この対象になる人工呼吸器管理とかそういうのではない方ということになります。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

このレスパイト事業補助金は36万円の支出なんですけど、これ県費として18万円しか上がってないんですけど、残りの18万円というのはどこにあるんでしょうかね。そしてもう1個いいですか。この訪問看護師の医療費事業なんですけど、これは施設事業もレスパイトの中に入ると思うんですけど、それは含まれてないですか、子どもたちの。レスパイト事業費の中に子どもの施設訪問事業と看護師訪問事業というのが含まれるんですけど、それは含まれていない。看護師のみということですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらの医療的ケア児のレスパイト事業というのが、県と町で2分の1ずつ補助を行います。ですから、残りの18万円につきましては町の支出になります。それと、今回のこちらの事業というのが訪問看護師の利用料っていうことでの支出になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。96、97ページ。いいですか。98、99ページ。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先ほど97ページの保健師パート報酬でファミサポの1名というふうに説明がありましたので、そのファミリーサポートセンターの件で。今まで社協に委託していたのを直営にするという説明が、主要な施策に関する説明書にも書いてあるんですけど、まずここがなぜそのようになったのかということと、体制をどのようにされるのかということをお

伺いたします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まずファミリーサポートセンター事業を直営にすることになった理由なんですけれども、今までずっと社会福祉協議会に委託しておりまして、当初予算を計上する時に予算の交渉をさせていただいておりました。その中で、まず委託料について人件費の部分での経費っていう部分について、どうしても町と社会福祉協議会での金額の折り合いがつきませんでしたので、今回はもう直営でさせていただく方が良いということで決断しました。で、直営にするということで、子育て支援センターと児童館、そして今回高田保育所をファミリーサポートセンターの保育を行う場所として利用するというので行おうと考えておりますので、利用する方としては利用の幅が広がるのではないかとということも期待をさせていただいております。体制としましては保健師パートを1名雇い上げをさせていただきますので、その方に協力会員と利用会員のマッチングというのをさせていただくように考えております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この件で社協のホームページもちょっと拝見したら、主要な施策の方には保育所が新たに加わるということと、児童館等施設での受け入れを新たにと書いてあるんですが、今までも児童館とおひさま広場の活用って、これ行っているふうにホームページには書いているんで、新しく始まっていますっていうふうに書いていますけど、これは5年度新規ではなく、あくまでも前年度から行っていることじゃないのかなっていう確認ですね。それと、その件と予算の件を聞こうかなと。以前3年度決算では約600万円弱、今回は400万円強ですね。というのは、やはりそこは先ほどの人件費の差が出ているのかというのを、ホームページの方では登録会員者数が増えているっていう説明があるんですね。ですので、ここ何とかっていうのがありますよね。登録者数が増えている、利用者増が見込めるんじゃないかとなった場合、体制が、マッチングはそれで大丈夫なのか、この2点の確認ですね。お願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

主要な施策にも書いてあるんですけども、今回土曜日の受け入れ場所ということで、保育所とか児童館等の施設を開放するというのを新たに始めさせていただきます。それと、cocosukiながよの事業ということで、登録会員っていうのは確かに増えております。利用者についても少し増えております。やはり私たちとしてもこちらの利用を、ち

よっと預けたいっていうときに預け先があるという安心感っていうのは皆さんに持っていただきたいということで、このcocosukiながよの事業についても始めさせていただいておりますので、利用者は増やしたいという思いはあります。現在1名保健師で対応しようと思っておりますが、こども政策課の中の職員とも協力させていただきながら、保健師がいないときには他の職員がカバーするというようなことで実施していきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚委員の部分と関連するんですが、現在このファミリーサポートセンターの利用は大体何件ぐらいの方が利用されているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

大体月に20人から30人の方が利用されています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。ちょっと気になるのが、社協に委託していたのが町が直営ということは一定町は非常に責任を持つ形になるわけですね。で、保健師を1人、その方がはまってくれるってというのは分かるんですけども、先ほどの説明でもあるように非常に膨大な仕事量を抱えた中で直営にするっていう形になりますと、果たして現在のこども政策課の職員のマンパワーというか、人的リソースというのがまたかなり圧迫される形になって、これをやることによって住民は幅広くできるようになるという一方、本当に職員が目が行き届くというか、手が足りるのかなという点が非常に、そっちの面もまた気になるんですが。何か組織の中でそこをうまく解決していくってというような話し合いってというのはどうなんですかね、大丈夫なのかですね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

今、準備は町の職員でさせていただいているところなんですけれども、今まで時間がかかっていたマッチングに対する電話での受け付けであったりだとか、利用者に対する利用予約の受け付けなどを電子にするなど、利便性とこちらの方も簡単に時間をかけずにできるような方法を考えて、今検討させていただいているところです。なので、今までよりも時間を削減できるのと利用者へのサービスも拡充という点で、直営にするとい

う点を選びました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。100、101ページ、上段の分ですね。次104、105ページ、児童館費です。質疑はありませんか。次106、107ページ、児童館費の続きですね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

107ページの14節工事請負費です。南児童館の洋式トイレということなんですけども、この洋式トイレの改修というのは児童館、もうこれで全部終わりなんですかね。そこをちょっと確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まだ残っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次が114、115ページ。次進みます。116、117ページ、母子衛生費、全てがこども政策課ですね。質疑はありませんか。次118、119ページ、真ん中から上ですね。質疑はありませんか。では、180、181ページ、これは教育費の幼稚園費の部分です。よろしいでしょうか。それでは主要な施策に関する説明書含め、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

主要な施策の33ページの3款2項1目児童福祉総務費の下から2行目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金、これ、こども政策課でよかったですか。本年度はゼロになっているんですよね。これ、予算が下りてこなかったってことですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

昨年度の9月分までは補助金として入ってきておりましたが、今年度10月以降は運営補助金の中に含まれております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

主要な施策の中で、ファミリーサポートセンターを直営にするということでお聞きし

たんですけれども、今、利用料っていうんですかね、これは利用者から幾ら徴収しているんですか。それと直営にすることによって無償化になるんですか。それをもうちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

利用料につきましては、1時間当たり通常の場合、朝の7時から夜の7時までが700円になります。上記以外の早朝であったり時間外が800円で、土日祝日それと年末年始につきましては900円という設定を取らせていただいております。直営になった場合も利用料については変更ございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

自分もファミリーサポートセンターの分の質問なんですけども、利用者の登録人数と、あとサポートしていただける方の登録者数というのを教えていただきたいのと、あと乳幼児の3カ月から預かるってことだと思うんですけど、結構デリケートなところだと思うんですが、今まで問題がなかったのかっていうところをお聞きしたいです。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

現在利用会員が700名程度で、すみません、現在の数値ではないんですけれども、協力会員が200名程度になっております。両方、利用会員と協力会員とも会員になっていらっしゃる方が15名で、890から900人辺り、今会員がいる状態になっております。ただし、全員が実動されているわけではなくて、実際に動いている協力会員は50名程度と聞いております。それで、3カ月から預かることによって事故があったかどうかということなんですけれども、この18年間社協に委託させていただいておまして、ちょっと事故があって保険を使ったっていうのが1件のみっていうことでお聞きしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

課長か部長ですね、高田保育所のことについてお尋ねしたいと思うんですが。百合野にあった保育所を今の所に移転した時に、当時の町長は葉山町長だったですね。公立民営を前提にしてもいいよねというような話も議会でも、一般質問でも受け取ったんです

けども、その後その動きが出てこなかったわけです。それで現在、それはどうも消えてしまっているんじゃないかなという感じをするんですが、公立民営化という議論は、現在はもう全くないのか、また念頭にもないか、あるいは議論をしているのかしていないのか、その辺りの状況をお知らせください。

○委員長（金子恵委員）

栗山部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

私が住民福祉部長を拝命させていただいた中では、あまり公立民営化とかそういうふうな協議、議論はございませんでした。若干、部内とかそういった中ではそういった話もあったようなというふうなことは記憶しておりますが、公式に協議等を行ったことはございません。ただ、高田保育所の公立保育所としての良さっていうのを中心に、町内の保育所、幼稚園等の連携を図りながら公立保育所としてのその重要性を生かしていく、町内の保育の質を上げていく、教育の質を上げていくというふうなそういう前向きな方の議論とか協議は行ってきております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そういう経過があったことは事実でございますね、私も民営に下さいよということでは言っていないわけですね。そういう議論が当初の移転する時の考え方としてはそういう考え方があったということだけは知っておいていただきたいというふうに思うんですが、ただ時代も変わっていけば、今部長おっしゃるように町立というのは1館で他全部5館、民営なんですよね、保育所は、民間ですよね。民間と町立のやっぱり良い面、悪い面が多々あると思うんですよ。だから高田保育所が公立だから、例えば住民は公立を望んで競争率が高くなったりとか、あるいは民間の活動を阻害するとか、そういういろんなことも起きているんじゃないかなというふうな感じもするんですが、そういうことはないですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

保育所の入所に関しましては、やはり保護者のご意見の中で一番入所の決め手っていうのは、やはり学校区が大きいのかなっていうふうに思っております。それとやはり通勤の途中であるとかとそういうのも大きいようでございます。公立の高田保育所でなければならないというような方も実際いらっしゃると思いますけれども、民間の保育所も保育所なりに特色を出して、園の良さをアピールされておりますので、その公立民間の差っていうのは今のところ感じていないところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

95ページなのですが、障害児通所給付費の中で利用料がアップする予定がある、また職員処遇改善か何かですかね5,400万円、そのアップというところでお聞きしたと思うんですが、ちょっともう少し内訳を教えてください。障害児でも、重度とまた軽度によって、それぞれサービス料も違うと思うんですが、教えていただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

児童発達支援の分っていうのは令和5年度にもものすごく上がっているわけではないんですけども、一番大きく上がっているのが、放課後等デイサービスを利用する方が増えているっていうところが今回の増額の大きい要因になります。処遇改善に係る部分というのは、大体1人当たり月額9,000円ぐらい上がっているようなんですけども、実際にどの方が何人ぐらいどれぐらい上がっているということに関しましては、詳しい資料というのはこちらの方にはありませんので、ただその処遇改善の部分も含めて増額になっているっていうことで、今回通所給付費については増額させていただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上でこども政策課の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で11時25分まで休憩します。

（休憩 11時10分～11時23分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民環境課の質疑に入っていきたいと思います。提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

**○住民環境課長（中尾盛雄君）**

皆さまおはようございます。連日のご審議お疲れさまでございます。それでは、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算、住民環境課所管分の主な事業予算につきましてご説明いたします。まずは歳入の部でございます。予算説明書の14、15ページをお開きください。12款1項2目2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で、職員3名分を計上しております。次のページをお開きください。下の方です。13款2項1目1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料まで、各種

証明書の交付手数料を計上しております。次のページをお開きください。同項の2目1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、町指定のごみ袋販売分と粗大ごみ戸別収集手数料分を、2番目のし尿収集手数料は個人世帯と仮設トイレ分を、3番目の一般廃棄物処理業等許可手数料は一般廃棄物運搬等に係る許可の手数を計上しております。2節滞納繰越分はし尿収集手数料の滞納繰越分、その下3節犬登録手数料は犬の登録および予防注射済票の交付手数料を例年どおり計上しております。下の方になります。14款2項1目1節総務管理費補助金は、戸籍情報システムの改修費用として社会保障・税番号システム改修費補助金と、マイナンバーカード交付に関する事務費の補助金を計上しております。次のページをお開きください。同じく14款2項3目2節清掃費補助金は、循環型社会形成推進交付金で合併浄化槽1基分を計上しております。次のページをお開きください。同じく14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。次のページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金は、先ほど国庫支出金でもご説明いたしました合併浄化槽設置に伴います県からの補助金を計上しております。その下2節清掃費補助金は、大村湾海岸清掃に伴う補助金の長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金を計上しております。次のページをお開きください。同じく15款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務委託金およびパスポート事務に伴う市町村権限移譲等交付金を計上しております。次のページをお開きください。同じく3項3目1節保健衛生費委託金は、墓地と公害の事務に対する市町村権限移譲等交付金を存目計上しております。下の方になります。16款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄の下から3番目収入印紙及び長崎県証紙購入基金運用収入を存目計上しております。次に34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入になります。説明欄の方からいきます。中段の資源売払収入、その2行下の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料、2行下の「ながよ町の自然」売払収入、5行下の広告掲載料はごみカレンダーへの広告料で、内数として96万円を計上しております。次のページをお開きください。中段付近になります。使用済小型電子機器等引渡し収入、その1段下トイレトペーパー売払収入もそれぞれ存目計上しております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。76、77ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は全て住民環境課所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは、課長を含みます住民系の職員分でございます。8節旅費、10節需用費は経常的な経費でございます。11節役務費は、パスポート申請書類および個人番号カード事務に係る郵送料、それ以外にもコンビニ交付サービスに係る証明書発行委託手数料でございます。12節委託料は、戸籍総合システムやパスポート交付窓口の端末機、マイナンバーカード印字等のシステム等の保守、これの更新業務に加えまして、マイナポイント支援業務、それとマイナンバーカード交付予約管理システムの導入のため委託料を計上しております。一番下から次のページにいきます。13節使用料及び賃借料では、戸籍関



係システムやコンビニ交付システム委託料などに加えまして、先ほど申しましたマイナンバーカード交付予約管理システムの利用料を計上しております。17節備品購入費は、パスポート事務用の端末機の購入を考えております。18節負担金、補助及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金とコンビニ交付事業運営負担金でございます。120、121ページをお開きください。環境系の予算を今からいきたいと思います。4款1項5目から7目まで全て住民環境課所管でございます。まずは、5目環境衛生費1節報酬は環境審議会委員報酬でございます。7節報償費は交通環境調査をお願いした世帯への謝礼経費でございます。8節旅費、10節需用費につきましては経常的な経費でございます。12節委託料は、大村湾や長与川の水質・底質検査等の委託、コンポスト跡地環境モニタリングの委託、猫の不妊・去勢手術の業務の委託などを引き続き計上しております。18節負担金、補助及び交付金で、合併浄化槽の設置補助金や長崎市営火葬場維持管理負担金を計上しております。6目狂犬病予防費は全て経常的な経費でございます。7目地球温暖化対策費でございますが、8節から11節までは経常的な経費でございます。次のページの12節委託料では、地球温暖化対策の計画のための排出ガスの算定業務委託料を計上しております。18節負担金、補助及び交付金では、地球温暖化対策実行計画の協議会負担金とともに、今回新規事業として来年度の主要な施策にも上げております省エネルギー型家庭用電化製品購入事業補助金として600万円を計上しております。こちらは一定の省エネ基準を満たしましたエアコンや冷蔵庫を町内で買い替え、購入した場合に対して補助金を交付できるように、現在、要綱等を整備中であります。4款2項清掃費は全て住民環境課所管分でございます。まずは1目清掃総務費でございます。2節給料から4節共済費につきましては、長与・時津環境施設組合の職員の給与を含めました環境係分でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会および自治会の資源ごみの集団回収に対します報奨金と環境サポーターの報奨金でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費は経常的な経費でございます。12節委託料につきましては、次のページまで続きます。町民一斉清掃、精霊流し、大村湾一斉清掃に係ります処理、回収運搬の委託料、きれいな町づくり事業委託料として、シルバー人材センターに委託をしております常設倉庫の資源ごみの回収や、道路・河川等の清掃およびパトロール業務など、多岐にわたる業務の経費を計上しております。13節使用料及び賃借料は、町民一斉清掃時や大村湾一斉清掃時の船や車、草刈り機等の借り上げ料が主なものでございます。次に2目ごみ処理費でございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費はごみ収集員の人件費でございます。旅費は例年どおりでございます。10節需用費は、令和4年度まではごみ袋を消耗品として計上しておりました。令和5年度からは委託料として計上しているために、見た目には大幅な減額になります。主なものは、オリジナルトイレットペーパー「ふわあっち！」やごみステーションの修繕用の材料費、印刷製本費では、違反シールやごみカレンダーの製作費でございます。11節役務費は経常的な経費でございます。12節委託料でございます。可燃ご

み等収集運搬業務、びん収集運搬業務、不燃・資源ごみ等の回収業務、補助員としてのシルバー人材センターからの派遣職員を含めまして、ごみ収集委託料として計上しております。ごみ収集手数料徴収業務委託料につきましては、町内各施設の事業所等の業務の販売手数料でございます。それと先ほど申しました、ごみ袋の製作委託料として今年度新しく計上しております。こちら大袋を158万4,000枚、中袋を84万6,000枚、小袋を61万2,000枚、合計の304万2,000枚の製作を予定しております。次に18節負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機の補助金や資源分別収集助成金とともに、長与・時津環境施設組合への負担金を計上しております。組合運営費、熱回収施設関連工事費、交付税充当分を含めました分を計上しております。26節公課費は経常的な経費でございます。次のページになります。し尿処理費でございます。10節需用費、11節役務費は経常的な経費でございます。12節委託料につきましては、し尿収集委託料、し尿処理委託料、し尿料金システム保守点検委託料、し尿投入施設運転管理業務委託料などを計上しております。13節使用料及び賃借料は、し尿料金システムリース料になります。17節備品購入費は、日々の収集量を記録いたしますハンディターミナルの購入を計画しております。予算に関する説明は以上となります。

続きまして、主要な施策に関する説明書になります。11、12ページに主要な施策をお示ししております。26ページには特別職・非常勤職員の報酬を、31、32ページでは補助金・負担金の一覧、43、44ページ基金の状況では下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。併せてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。以上が令和5年度の予算となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑の方に入っていきます。まず歳入の方から入っていきたいと思います。14、15ページ、質疑はありませんか。次16、17ページ、手数料1節から4節までですね。それでは進みます。18、19ページ、手数料関係と補助金ですね。よろしいですか。それでは20、21ページ、ちょうど中段の循環型社会の分です。質疑はありませんか。進みます。22、23ページ、これは在留者の分です。それでは24、25ページ、中段の浄化槽設置の分です。戻っても構いませんので、次進みます。26、27ページ、中段より下のところのパスポートこの辺りですね。28、29ページ、これは存目ですね。次進みます。34、35ページ、雑入のところ。質疑はありませんか。同じく雑入で36、37ページ。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

35ページの雑入の中段のところの資源売却収入、これも担当課ですよ。近年紙類がかなり価格が高騰しているとか、あといろんな金属類も高騰していると思うんですが、

ちょっと私も前年度と比較し忘れたんですが、そういったものも加味して計上されているのか、ちょっとそこを伺います。

○委員長（金子恵委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

資源売払収入につきましては、過去3カ年分の平均の数量に、実際の今年度見積りを取った単価を掛けて計上しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみにその見積りというのはやはり近年の高騰分が反映されたかなというような感触なのか、分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

おっしゃるとおり、金属類、特にアルミ缶の単価が大幅に増額している見積りの結果となっております。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。歳入全般でよろしいですか。それでは歳出の方に移ります。76、77ページ、戸籍住民のところです。質疑はありませんか。次の78、79ページの上段部分までが住民係です。次120、121ページ、このページは全て住民環境課ですけど質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和5年度についても、コンポスト跡地の調査が継続して実施されるということですが、ちなみに現状まだこのガスっていうのは相変わらず排出が続いているのか、それとも減少しているのか、どのような状況なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今年度の状況を確認したところ、やはり例年と変わらない状況で横ばい状況と。で、ガスも出る場所はある、出ない所は出ない。やはり、天候にもちょっと左右される部分もありまして、タイミングによってはちょっと高くなる、低くなるということがあっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

猫の不妊・去勢事業委託について、これももう例年出されているというふうに思うんですけども、ご承知と思うんですが私の地元でもちょっとここが問題になっていて。特に運悪く私の住んでいる所の範囲100メートルぐらいっていうのが非常に住民も困ってらっしゃるっていうか、特に地域猫をやりながら同じ地域の中で野良猫が繁殖している。しかもその野良猫が家庭菜園というか自分の家でトマトを作ったりいろんなことをしている所にふん尿をしてもう大変怒り心頭で、私にもどうにかならんのかって言ってきますし、自治会長にも言ってきて。多分自治会長は役場の元部長だから多分連絡は入っていると思うんですけども、なかなか打つ手がないんですよね、動物愛護法との兼ね合いもあって。やっぱり猫を非常にかわいがる、大好きだという人にとっては、それを捕獲して持って行くなんて何たることだということで非常に住民感情的なものもあるし、一方では本当困っているんだという声もある。私もいろいろ調べたりするけども良い解決策というのはなかなか見当たらないんです。で、その辺りはなかなか対応が難しいってのはやはり町としてもそういう感じなんではないでしょうか。何か良いアイデアとかないものなのかですね。お願いします。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

猫、特に野良猫に対しては委員おっしゃられますとおり、打つ手がないというのが現状でございます。ただ、今回猫の不妊・去勢手術の委託料というのを計上している。中にはこれもやらない自治体もあります。長与町としてできることは、まずこの部分かなと思っております。それと、先ほど言われました地域猫、この分についてはやはり県の事業でもありますので、そこは連携を取ってやっていきたいと。言われるとおりこれという良いのがない状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありますか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今ありました猫の不妊・去勢事業なんですけれども、まず大体今年度は何頭を予定しているのでしょうか。

○委員（松林敏委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

今年度につきましては24頭申請がっております。令和5年度につきましては20頭を計上しております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

本当もうこの3日ぐらい前だったんですけども、地域猫活動をされている方たちが、猫の捕獲を金網を持ってされていたんですよ。その猫というのがもう妊娠をされていてもう出産間近ぐらいおなかが大きくて、どういうふうにするのかと聞くと墮胎させると。町の方が20頭分ぐらいしかこの事業の対象にしていなかったからこういうことになるというふうにおっしゃっていたんですけど、1頭当たり8,800円ぐらいかかるというふうに言われていましたけど、動物愛護の観点から妊娠した猫を捕獲して墮胎させるというのは、それは正なのかなあと思うんですよ、逆に。だから、猫の不妊・去勢っていうのはそこに至る前までにその事業を行ってというか、捕獲して去勢をさせてっていうことが主なんだろうけれども。自治会内でそういうのをワーワー言いながらされていたので、他の住民にもなんてことをしているんだというふうな印象を与えているし、だからそういうところをどうにか、かわいそうではありますよね、いくら野良猫とはいえ。そういうところの指導というのは、もう個人のそういう地域猫活動されている方にお任せをしているのかどうかですよ。で、必要とあれば24頭の申請があるうちの20頭分っていうことですけども、それをもうちょっと増やすとかそういうふうな対応というのができないかなと思ひまして、その考え方を伺いできればと思います。

○委員（松林敏委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず1点目の妊娠している場合、町の場合には不妊・去勢手術の対象となりません。補助も、他にも県のメニューとか国のメニューとかもあるもので、こういった形で団体の方がやられているのかっていうのはちょっと確認が取れませんが、長与町の場合には、妊娠している場合では動物病院の方が受けてくれない状況でありますので、その辺はちょっと私たちもその内容を確認したいなと思っております。で、2点目のもうちょっと増やしたらどうかという分につきましては、今年度どうか予算で収まりそうです。来年度につきましては今予算計上している分と、年度途中での様子を見て補正予算という考えも、先の話では出てこようかと考えております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

先ほど同僚委員が質問されていたように、この猫の被害って言うのか分からないけど、

家庭菜園から普通の庭の中でふんをされたりとかいうのは、猫の被害っていうのは結構多くて、ましてやいろんな所で子どもを産んで、そのまま連れて行くにも困る。里親活動とかいうのにも、そういう場合はつなげるとか、そういうのを諫早の方なんかではよくされているのを見かけるので、そういう団体の方と連携を図って、これにプラスした活動というのをしていただきたいなど。予算と関係なく要望になってしまうんですけど、そういうところの考え方っていうのを広げていただければと思うんですけど、何かあれば見解をお伺いしたい。

○委員（松林敏委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ご提案ありがとうございます。内容につきましては、町でできる範囲と県がやらないといけない範囲、県ができる範囲というのもありますので、その辺は保健所等とも話をして、連携を取ってやっていきたいと考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。それでは次122、123ページ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

123ページ、省エネルギー型家庭用電化製品購入事業補助金で、先ほどの国の補助金ですかね、エアコン、冷蔵庫を町内で購入した場合の補助というところなんですけど、これは1件当たりどのくらいの補助をされる予定なのかお聞かせください。それと、この主要な施策に関する説明書では618万9,000円なんですけど、ここでは600万円ですね。そして、18万円というのは各種講習会ですか。あと9,000円が分からないんですが教えてください。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず、1点目の1件幾らかという部分につきましては、現在要綱を整備中ですので今の計画という形でお答えさせていただきたいと思います。これ、先ほどの分も含めて、町内店舗で購入して、購入額の5分の1、限度額4万円で今要綱を整備中でございます。まだ確定ではございません。それと2点目の600万円を超えた分ですね、ここは通常の、郵送とか何とかも出てきますので事務費を計上しております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると10万円前の冷蔵庫を購入した場合は、半額の5万円と5万円のうちの4万円が補助ですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

基本的な考え方としては、もちろんプラスする分もあるんですが、まず一定基準の物を購入します、省エネ基準のですね。その本体価格の5分の1、その補助金の上限が4万円になります。例えばの話をする、今の10万円となると5分の1で2万円という形になります。20万円を購入すると4万円という一番効率が良い形になろうかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところで、説明があったのかもしれませんがちょっと聞き漏らしているのでお聞きします。実際のこの手順なんです、まずは本人が一定規格の省エネの物を購入して、それはまずは自分で購入して、例えば領収証等を役場に持って行って申請して、審査が通れば補助の分が戻ってくるというような仕組みなのかということが1点と、あといつ開始予定なのか、この辺りの計画はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず申請につきましては、申請書、領収証、そして保証書ですね。要は一定基準を満たしているかどうかという確認をしないといけませんので、それが分かるようなものですね。それと、これはあくまでも今回考えているのが、古い、エネルギー効率が悪い物を買替えるという考えがありますので、そのため要は廃家電、家電を廃止した、要は処分したというのが分かるような書類、これをまず最低限として必要と考えております。開始時期につきましては、今これもまだ計画中なんです、令和5年度4月1日以降に購入したものについて、開始日がまだちょっと定かじゃありませんが、4月の後半ぐらいから受け付けることができると考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の件なんですけれども、ということは申請書を出さないと購入はもうできない。購入を先にして、後からでもオーケーというところですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

4月1日以降の領収日付であれば問題ないと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところなんですけど、タイムラグがありますとちょっと気になるのが、買い替えをしたんだという何か証明ですね、例えば家電屋が引き取ってくれるところは一定証明ができるかもしれませんが、こういう制度があるって知らずに自分でどっかに処理をして、その証拠が残っていない場合っていうのがちょっと問題が発生するんじゃないかと思うんですが、その辺りは大丈夫、何か手はあるものかですね。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今回、エアコンと冷蔵庫を考えております。これは家電4品目という形で正式な処理をしないといけない物品になっておりますので、本来であれば正規な処理をしている場合には何らかの証拠書類が本来残るはずなんです。それを捨てた場合というのは、ちょっと私たちがまだ想定しておりませんが、これが可決された後、3月23日以降に表に出るものと考えておりますので、4月1日の購入には問題ないのかなと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず1点は、この事業も他市町ももう先行して行っているところもあるんですが、今要件を聞くとかなり厳しいのかなと。補助率も若干低いところのラインかな、25%、5万円っていうのがよく見る数字で、それよりも低いのかなというのが一つちょっと気になりました。あと買い替えを証明するものを提出っていうのも、ちょっとこう、そういったのをしているところもありましたし、あと町内に限定しているっていうところも、経済云々の町内の活性化っていうのも含めて理解はできるんですが、マックスで見ると今150、単純に予算を4で割ると150、またエアコンと冷蔵庫に限定されるということで、正直利用があるのかなと、そんなに多くというのを感じました。今度また逆のことを言うと、よくこういった補助金であるのが、先ほどちょっと相反することを言うんですが、予算到達が結局分からない。だから、購入したけど予算をもうオーバーしているんで締め切りましたとかですね。だから、その周知ですよ、ある程度予算がどこまで今きていますっていうのを周知する、ホームページ等でですよ。そういった仕組



みを整えていただきたいなど。毎日でもいいですし、週に1回でもいいですし、一応そこだけ確認しておきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず補助金の補助率のお話ですね、これはもう全国津々浦々で金額、率がばらばらでございまして。今回、近くで先行している隣の長崎市でいうと、6分の1の3万円が上限でございまして。それよりは率、金額ともに上なのかなと考えておりますので、高いか安いかわからない部分につきましては、私どもは頑張ったと考えております。それと廃家電の部分ですね、廃家電につきましてはやはり買い替えることが目的、今回の大きな考えとして省エネルギー対策も考えておりますので、どうしてもやはり古いものを処分して、新しい高効率の物でやってもらいたいという考えがあるもので、計上させてもらいました。周知方法につきましては、委員がおっしゃられますとおり広報等で随時状況を確認したいと思います。あと、長崎市の話を知っていると、やはり最初一気に来ますが、そのあとはぼちぼち来るような形になると考えております。予算規模も、今回なんで600万円かという長崎市の10分の1の予算規模で今計上しておりますので、この分については適正になるのかなと考えております。あと町内限定につきましては、委員も言われましたとおり経済対策も一緒にできればという考えで、今回町内限定という形で今検討を進めている状況でございまして。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のところなんです、国がお示しになるのは4品目というところなんです、本町は2品目というところで、エアコンと冷蔵庫以外に洗濯機とかいろいろあると思うんですが、そのところは拡大する予定はないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

委員がおっしゃいます4品目というのは、家電4品目の処理の部分でよろしいでしょうか。まず今回はエネルギー効率がやはり一番、電気を使う消費が大きいものを主に対象としております。その中でエアコンと冷蔵庫で、他自治体におきましては給湯器等も考えられておりますが、長与町としてはこの2品目から始めて、今後予算の状況とか鑑みまして、項目を増やしていくことも検討はしていかないと考えております。

○委員長（金子恵委員）

それでは、場内の時計で13時20分まで休憩します。

(休憩 12時06分～13時16分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

122、123ページ、こちらから質疑を再開したいと思います。質疑ありませんか。進みます。124、125ページ、ここからごみ処理費が入ってきます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

125ページのごみ袋作成業務委託料、長崎市と比べたら長与町は高いんですよね、ごみ袋代が。だから、少なくとも同じぐらいのレベルにしないと、やっぱり納税者の立場からすると批判を受けるだろうと思うわけです。だから、良い方法を考えていただきたいというのがあるんですけども、どのように考えているか。一般質問でもそういう質問が出たんで、やっぱりこれは改善しないといけないと私自身は思っているわけですけども、どのように考えておられるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ごみ袋につきましては、委員がおっしゃられますとおりちょっと高額になってきております。昨年度と比べますと、どうしてもまた昨今の人件費と材料費の高騰、これもまず上乘せされているということでございます。長崎市と比べますと、長崎市はごみ手数料というのは本来取っておりません。長崎市の様式の形の袋であれば、どこが作ってもいいという形でしております。長与町は、大袋で10袋で170円という形で販売はしております。これが条例上で決定しておりますので、ここを極論長与町がこの手数料の部分に触ることになるのか。今言われました、このごみ袋が高額になっている部分というのが、どうしても長与町としてごみ袋を作るときにどういった形でやっていくかという部分で、福祉的な観点を持ちまして、当初障害者の雇用をするために、ごみ袋の作成というのがまず始まった経過もあります。障害者雇用の面からも、長与町としては今後はそこを考えながら、一番良い方法を探っていくというのが私どもの答えであります。障害者雇用の部分をいきなりはしごを外すということもなかなか難しい部分もあります。そこは今後の検討課題を私たちの宿題としてやっていかないといけないものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、障害者雇用の話が出たんですけども、それとこのごみ袋の販売価格は切り離して考えた方がいいんじゃないかなと。障害者雇用は別に補助をすればいいわけだから。町の別の費用で障害者雇用を図ると。だから、そういった切り分けをして、販売価格、

私ども町民のエンドユーザーに渡る販売価格はやっぱり長崎市と同じ価格の水準にしていかないといけないと思っているわけですよ。そうしないと批判は大きくなっていくだけだし、私も同僚議員の一般質問で確かになと思いました。そこに気づかなかったんですけど、これ町民から「じゃあ障害者雇用だけで上げていいの」という声も出てくるわけですよ。実際に長崎市に住んでいる人は、長崎市の販売価格で買えるわけだから。長与町がその価格では買えないということになれば、やっぱり不公平感が出てくる。だからその不公平感をなくすために、先ほど言われましたようなやっぱり何かの方法を考えないと、この不公平感っていうのはずっと続くわけですよ。町民の立場に立てば、買う方に立てば、できるだけ安いほうがいいわけですよ、長崎市みたいに。これはもう当然の話なんでね。だからそれをやっぱりしていかないと、不公平感が高まるのではないかなと思うんですよ。だから、障害者雇用と販売価格の面は切り離して考えられた方がいいのではないかなと私自身はそう思うんですけども、その辺り再度回答をお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

手数料の値下げの件としてお答えしたいと思います。長与町の1枚17円というのは、近隣の中では安い方と私どもは考えております。環境省からの話としてもやはり近隣である程度料金の均等を図りなさいという話があります。で、先ほど言いましたとおり、長崎市につきましては料金というのを設定しておりません。長崎市の様式であればどんな袋でも構わないよという、ある意味全国的には特殊な形を取っております。そのためその長崎市の安い料金に合わせるっていうのは、なかなか現状ごみ袋の代金を下げるとするのはなかなか難しいものと私どもは考えております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

長崎市の方式でやればいいんじゃないですか、逆に言えば。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

長崎市方式となると一切もう長与町が条例から外してしまうという形になります。それを今ここで私どもの口から良いか悪いかというのは返答は難しいかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

多分、今の質疑を聞いていて、一般質問でされたのはいわゆるごみの手数料を、いわ

ゆる純利益を増やすための方法を考えたかどうか。だから、今のごみ袋の作成の単価が高いので、圧縮して利益をもっと出したらどうかっていうのが一般質問の趣旨じゃなかったかなと思うんですよね。多分、今、質問された内村委員とちょっとかみ合っていないのかなって感じた部分が、長崎市はいわゆるごみ処理手数料っていうのは取っていないっていいんですかね。まずそこを確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ごみ処理手数料としては存在しておりません。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

長崎市の指定ごみ袋っていうのが販売されていますが、ということはあのごみ袋を販売しているのはあくまでもそれぞれの個別の業者であって、あの売り上げは長崎市には1円も入らないという理解だと思うんですけど、確認ですけどいいですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

私どももそのように把握しております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

というのを踏まえた上で、受益者負担、最近ちょっといろいろ言われていますけれども、いわゆるごみ処理手数料を町民から納めていただいているというの理解できると思うんですが、今回いわゆる消耗品費から委託料に変えた、まずなぜ変えたかっていうことですね、お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今年度予算としては、既製品であるごみ袋を購入するためのものという考えの下、消耗品という形で計上しておりました。しかし、今までもこの話はずっと検討していたんですが、実際のところ町でもごみ袋の仕様書を作って入札を行っているという観点を考えますと、どうしても完成品を最初から買っているわけではなくて、うちの方で様式を定めてこれで作ってくださいという形で入札しているから、そういった観点からやっぱり委託料が正しいのではないかという検討の下、今回新しく委託料として計上させていただきました。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

実態に即した形で委託に変えたということで理解したいと思いますが、あと、先ほどのごみ袋作成料を圧縮するっていう考え方ですけども、私は同僚委員がおっしゃった別の観点から補助を出せばいいんじゃないかっていう、それを社会福祉協議会に委託していると思うんですが。もうこの帳面上はごみ袋作成代が高いっていうことだけ注目されてしまって、手数料が入ってきてないっていう方にしか注目されないんですよ。ではなくて、本来の形に戻して、その差別的なものは福祉的観点から別の課で私は負担すべきじゃないかなと思います。そういった協議とかっていうのは、どうでしょう、行われていないんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

栗山部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

委託に変えた件につきましても、社協の障害者雇用の観点から発注をずっと継続している件についても、民間に頼んだ場合との比較とかそういった面ですと協議を今進めているところです。課長からもありましたけども障害者雇用の観点からも、平成25年の時に障害者優先調達推進法というのができて、そういったところから一定行政は発注を推進しなければならないという立場もあります。それと実際にそちらの方でごみ袋を作っていた中で、当然いろんな民間とは違うような作業効率が悪かったりとかいう部分もあって、多少はやっぱり価格の差が出てくるという面もあります。そこで非常に私どもも苦慮して、今社協とも昨年ぐらいからずっと、大分この件については現地に行って作業場を見せていただいて、こんなに大変なんだというふうなことも感じながら、ただやっぱり価格をどうにか落としたいというので、協議はもう何回もしているのが現状です。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も現場を見たことあるんですけども、確かに分かります。その社協への委託を私は否定しているわけじゃない。随意契約の理由書の中にもありますよね。そういった福祉的観点からの随意契約を認めているという。もう1点ですけども、長崎市は手数料を徴収していないっていうのが、一般廃棄物っていうんですか、一般家庭からの廃棄に関しごみ袋代の中では手数料を徴収していないということですけど、これ事業系となるとまた別だと思うんですけども。事業系からはかなりの額、確かごみ袋1枚100円程度だと私は認識していたんですけども。だから、新たな財源というか一般家庭からではない部分からは一定負担をお願いするっていうのも一つは検討課題、検討できるのではな

いかなど、するしないは別としてですね。ですので、いろんな観点から検討が必要だと思いますが、そういったことは現在のところ、どんな状況かお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ご提案ありがとうございます。委員おっしゃられますとおり、事業系の廃棄物については事業系の一般廃棄物であれば、本来事業者が責任を持って処理しなければならないものになります。ただし、その中でも一部、本当の一般生活じゃないですけどそういった分については、長与町のごみ処理施設を圧迫しない限りは出していいという形での表現を今しておりますので、そこを仕分けしてするという事も考えられます。ただし、長与町の規模で考えると、個別にまたごみ袋を作らないといけなくなる部分を考えますと、検討はしていきたいと思いますがなかなか難しい部分もあるのかなという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の同僚委員のところ、この4,338万円という予算の中で、やはりこの障害者、現在、ふれあい工房で障害者の就労継続支援B型をされていますよね。私もよく見に行くんですけども、やっぱり彼らたちと話していると本当にもうそこが一番障害者の雇用の主な就労の場の一部なんですよね。だからあれは本当にものすごく大変な作業で。そこでこのごみ袋の中に手数料として単価をちょっと上げるといのは私は妥当だろうなというふうに思っていて。そして、コロナの時にはできなかつたんですかね。同じように就労はできたんですかね。何か賃金がすごくコロナによって下がったっていうか、なかなかできなくなったというようなことも話を聞いていますのでね。このごみ袋の手数料としては致し方ないかなと思いますが、その辺りの今後の令和5年度のご判断っていうのは、再度お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まずコロナの部分につきましては令和4年度、3年度、2年度もほぼ同じぐらいの量を作成しておりますので、何も問題なかったのかなと思っております。今後につきましては、もちろん来年度予算ということでこういった形で計上しておりますので、そのままの形でまずは検討を進めたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは、次の126、127ページ、こちらで質疑はありませ

んか。そうしたら主要な施策に関する説明書ならびに歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

松林委員。

**○委員（松林敏委員）**

35ページの資源売却収入の件なんですけども、紙類を資源ごみの回収をちょっと変えてやったことによって、自分のイメージ的には何か缶とかが出るのが少なくなったような感じがして。そういう実態はないかどうかっていうところと、あと、紙類が燃えるごみに混じっているのをできるだけ資源ごみとして使うためにということで、今年新たに始まったことだと思うんですけども、資源ごみとしての紙の量が増えているかどうか、その辺分かれば教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

松本係長。

**○係長（松本雄輔君）**

収集方法をステーション回収に変えて、紙の回収量については実際増えております。アルミ缶、金属類につきましても昨年度に比べて増えている状況です。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

121ページの18節の中の長崎市営火葬場維持管理負担金1,243万9,000円、これの長崎市との契約内容に基づいて負担金を払っておられると思うんですけども、どのような内容になっているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

中尾課長。

**○住民環境課長（中尾盛雄君）**

まず基本的な考え方として、当該年度につきましては2年前の数量を基礎として出しております。要は、令和5年度の予算で考えると、令和3年度に長崎市で幾ら経費がかかったかという部分に対して、長与町で何体の遺体を焼いたか。で、全体で焼いた分の長与町の焼いた分の割合によって、毎年2年後の経費が決まってきます。

**○委員長（金子恵委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

今の答弁内容を整理しますと、2年前のかかった費用にご遺体の数を案分して出しておられると、時津町も含めてですけどね。分かりました。それで次に、今長崎市はここのもみじ谷の火葬場を新たに造り直すということで、もう方針を打ち出しているわけですよ。恐らくその案が煮詰まってくると応分の負担を長与町もしていかなざるを得ない。

もちろん維持管理もですね。そうすると、今もう既に事務局同士で打ち合わせを始めているのかどうか、長崎市、時津町とね。そこだけお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

その件につきましては、令和2年度から事務レベルでまず検討している状況です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

資源売払収入とかごみ関係全体に関わることなんですけれども、ビール6本パックの紙は今特殊加工がされているということで、紙では出さないでほしいということですよ。これっていうのは今町民の中でどんなんですか。一定もう浸透しているのか、なかなか混乱しているのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

その件につきましては、確かに一番当初の頃に比べると少しずつは広まってきているのかなと考えておりますが、まだ浸透しているという状況ではないと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうですね。それで、自分の自治会で申し訳ないんですけども、一生懸命取り組み、16分別のモデル地区だったこともあって非常に熱心にずっとされていて、ステーションに貼り紙がされていて「マルチパックは出さないでください」って書いて貼り出されているんですよ。私それを見た時に、町民がマルチパックって言って分かるのかなって思うんですけども、私の立場から自治会長になかなか言いにくくてもう黙っているんですけども。何か役場の方から環境連合会なんかで住民に分かりやすい説明、例えば現物か写真かでこれがマルチパックなんですよっていうのを添付したチラシを作って、それを配付するとかいうふうにしないと、そもそもマルチパックという言葉自体、多分自治会長会の中でのやり取りでもうそのまま。マルチパックって書いて出しても住民に伝わらないのかなと思うので、少しその辺りをぜひ今後検討された方がいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）



委員がおっしゃられますとおりマルチパックという言葉がなかなか浸透していない。極論ですね、冷蔵庫、冷凍庫に入るような紙類については基本的に撥水加工がされておりますので、こういったものを基本的には紙類に出さずに燃やせるごみ出してくださいという形で、今後の浸透を図っていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で住民環境課の質疑を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、これより福祉課所管の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまお疲れさまです。それでは議案第14号令和5年度長与町一般会計予算の福祉課所管につきましてご説明させていただきます。説明書に沿ってご説明させていただきます。まず歳入でございます。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、その下の過年度分、それから高齢者生活福祉センター利用者負担金が所管分でございます。老人福祉施設入所者につきましては3名分、過年度分につきましては平成30年度に高齢者虐待により措置を行った1名分、高齢者生活福祉センターにつきましては12名の入所者分となっております。次のページをお開きください。13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料でございます。次に、18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち3億8,059万2,000円が所管分で、障害者福祉サービスなど障害者の自立支援給付に係る2分の1の国庫負担分でございます。次のページにまいります。14款2項2目1節社会福祉費補助金は全て所管分で、地域生活支援事業補助金につきましては障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金は2分の1の国庫補助となっております。2段下に参りまして、3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち430万8,000円が所管分でございます。原爆被爆者対策の特別事業として、窓口や電話などでの相談業務に対する国庫の補助金で、全額補助となっております。次のページをお開きください。中ほどになります。15款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億9,029万6,000円が所管分で、4分の1の県負担分となり

ます。次のページをお開きください。15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1行目から3行目までが所管分でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金（障害者）につきましてはともに2分の1の補助、地域生活支援事業補助金は国庫補助額の2分の1の補助となっております。2段下になりまして、3節老人福祉費補助金のうち在宅福祉事業費補助金は老人クラブの活動に対する補助金でございます、補助基準額の3分の2の補助となっております。次のページをお開きください。下の方になります。15款3項2目1節社会福祉費委託金は、原爆被爆者対策事務に係る交付金と障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲等交付金、そして戦傷病者の補装具支給等の請求事務に係る権限移譲等交付金でございます。次のページになります。16款1項2目1節利子及び配当金の上から4行目、地域福祉ボランティア基金運用収入が所管分でございます。次のページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては所管分でございます。存目の1,000円で上げさせていただいております。次のページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入のうち、2行目の災害援護資金貸付金元利回収金（滞納繰越分）が所管分で、平成3年の台風災害への貸付金の回収分でございます。現在3名の方から徴収を行っているところでございます。次のページにまいります。20款5項1目1節雑入のうち上から8行目、清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、2つ下の各種施設電話使用料のうち1,000円、こちらは丸田荘の使用料等になっております。その6つ下、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、その4つ下、丸田荘利用料こちらの分が所管分になっております。丸田荘利用料につきましては、丸田荘1階部分を社会福祉協議会がデイサービスに利用されておまして、その分の賃借料と光熱水費等の案分の負担分になっております。次のページをお開きください。同じく1節雑入の下から5行目の緊急通報システム事業利用者負担金と、その下の高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金が所管分でございます。緊急通報システム利用者負担分につきましては現在61名の方が利用されているところでございます。

続きまして、歳出になります。86、87ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬は上から3つの民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会および地域福祉計画推進委員会の委員報酬が所管分でございます。2節給料、3節職員手当等、次のページにまいりまして4節の共済費、このうち住民福祉部長および福祉課所管職員11名分の人件費が8,805万7,000円になっております。7節報償費のうち、2行目の原爆受難者の碑管理謝礼、あと8節旅費につきましては普通旅費のうち18万2,000円、費用弁償のうち3万4,000円、その下の10節需用費につきましては消耗品費のうち5万円、食糧費につきましては全額が所管分でございます。12節委託料は、1行目の地域福祉等推進特別支援事業委託料につきましては、自治会を中心に実施しております福祉員による高齢者の見守り事業についての委託となっております、現在11地区、令和5年度は13地区に拡大を目

標をお願いをするものでございます。3つ下の生活困窮者就労準備支援事業等委託料につきましては、住民相互の支え合いネットワークづくりやボランティア活動などの支援を通じて、住民参加による地域づくりを推進するための委託事業となっております。5行目の避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料はシステムの保守管理委託でございます。6行目の成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料につきましては、社会福祉協議会と共同で実施しているもので、高齢者や障害者の権利擁護や成年後見制度の利用促進を中心となって推進するためのものとなっております。13節使用料及び賃借料1行目自動車借上料と18節負担金、補助及び交付金のこのページに書いてある部分は所管分となっております。18節の下から3行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、社会福祉協議会の会長、事務局長および総務地域福祉業務に携わる職員17名分の人件費に係る補助でございます。その下の老人福祉センター運営補助金につきましては、施設の整備、保守点検等、それから平日時間外と休日の管理人の人件費でございます。昨年比216万5,000円の増額をしております、火災報知機取り替えなど修繕費の増額が主な理由となっております。次のページをお開きください。同じく18節では、3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金以外の3つが所管分でございます。一番下の行の福祉避難所運営負担金は、台風や豪雨など災害時に配慮が必要な方が避難するための福祉避難所が開設された際、施設での消耗品等や人件費等につきまして町が負担するものでございます。19節扶助費につきましては下から3行目の小児災見舞金、24節積立金が所管分でございます。続きまして、2目障害者福祉費でございます。1節報酬では1行目の障害者自立支援認定審査会委員報酬から6行目の手話通訳者報酬までが所管分で、このうち一般事務パート報酬、障害者相談支援専門員報酬、手話通訳者報酬につきましては、福祉課の窓口の業務等を行っている会計年度任用職員の報酬となります。3節職員手当等のうち123万4,000円、4節共済費のうち128万8,000円が所管分ございまして、それぞれ会計年度任用職員分でございます。7節報償費のうち、4行目の長崎地域福祉有償運送運営協議会委員報償費、それから8節旅費につきましては普通旅費の14万8,000円、費用弁償のうち20万7,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち10万8,000円、10節需用費のうち消耗品費のうちの13万8,000円、それから次のページにまいります。3行目の印刷製本費につきましては全額が所管分でございます。11節役務費につきましては、1行目の通信運搬費、3行目から7行目の成年後見制度利用支援事業事務手数料までと、一番下の行の手話通訳者頸肩腕検診手数料が所管分でございます。通信運搬費につきましては、令和5年度に策定いたします障害者計画等の策定に伴うアンケート調査郵送料でございます。対象者を2,200人と見込んでおります。12節委託料につきましては、下から3行目のひばり学級施設管理委託料以外が所管分ございまして、1行目の障害福祉計画策定委託料は、令和6年から11年までの第5次障害者計画、令和6年から8年までの第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画の策定業務委託料でございます。1

3節使用料及び賃借料につきましては、2行目の有料道路等使用料のうち1万7,000円と駐車場使用料が所管分で、いずれも障害支援区分認定調査に伴うものでございます。18節負担金、補助及び交付金のこのページの分につきましては全て所管分になってございます。次のページにまいりまして、19節扶助費になります。1行目の在宅介護者見舞金から7行目の自立支援医療費まで、その2行下、日常生活用具費から6行目の成年後見制度利用支援事業費まで、その4行下の身障者医療費と一番下の難病者医療費が所管分でございます。このうち、7行目の自立支援医療費につきましては前年度比52万1,000円の増額となっております。令和3年度実績と令和4年度実績見込みからの増加率によりまして算出したものでございますが、これからコロナが落ちつきますと病院へ受診される方の増加が見込まれることなどから、増額にての予算計上を行っているところでございます。次のページをお開きください。4目原爆被爆者対策費につきましては全て所管分でございます。続きまして、106、107ページをお開きください。3款3項1目老人福祉総務費は全て所管分でございます。7節報償費の長寿者敬老記念品代につきましては、100歳を迎えられる方16名への記念品代、長寿者敬老祝金は100歳を迎えられる16名と、88歳を迎えられる方203名への敬老祝金となります。次のページをお開きください。12節委託料のうち5行目、緊急通報システム業務委託料につきましては、ひとり暮らし高齢者など生活に不安がある方に対して、緊急時の通報、日常生活における相談ならびに定期的な安否確認などができる装置を貸与するもので、1月末時点の設置数が61件となっております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、老人クラブ活動費補助金につきましては、老人クラブ連合会や町内で活動をされております30クラブへの活動補助金でございます。19節扶助費のうち、3行目の高齢者交通費・健康づくり助成金につきましては、高齢者の外出機会と健康づくり、介護予防を目的に、70歳以上の方全員を対象としバス利用券、タクシー利用券および健康づくり助成券のいずれか希望する券を2,500円分を対象者に交付し助成するものでございます。以上が歳出の説明となります。

続きまして、230、231ページをお開きください。債務負担行為に関する調書でございますが、一番上の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が所管分でございます。期間は令和7年までとなっております。

次に、主要な施策に関する説明書でございますが、13、14ページになります。障害福祉計画策定事業と高齢者交通費・健康づくり助成事業について記載をしております。ご参照いただければと思います。次に、26ページに所管する特別職・非常勤職員報酬を掲載しております。32ページが補助金・負担金一覧でございます。所管分が20件ございます。次に、43ページの基金の状況につきましては、特定目的の3番目、地域福祉ボランティア基金が所管分でございます。以上が長与町一般会計予算の福祉課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑の方に入っていきたいと思います。それでは歳入です。まず、12、13ページから入っていきます。質疑はありませんか。下段の方です。それでは14、15ページ、よろしいですか。次18、19ページ。20、21ページ、質疑はありませんか。進めます。22、23ページ、中段辺りです。それでは24、25ページ、質疑はありませんか。では26、27ページ、下段の方です。それでは、28、29ページ、これは存目ですね。次の30、31ページも存目です。それでは32、33ページ、下段の方にあります。あとからまとめて聞きますので、進めていきます。34、35ページ。次36、37ページ。歳入は以上ですが歳入全般で質疑はありませんか。よろしければ最終的にはお聞きしますので、歳出の方に入っていきたいと思いません。86、87ページ、社会福祉総務費ですね、ここから入っていきます。質疑はありませんか。次88、89ページ。それでは90、91ページ、戻っても構いません、質疑はありませんか。92、93ページ。では次、94、95ページ。よろしいでしょうか。それでは96、97ページ、ここは原爆の分ですね。では106、107ページ、下段の老人福祉費ですけど、質疑はありませんか。ないようでしたら次進みます。108、109ページ。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

109ページの12節委託料、緊急通報システム業務委託料、これも該当するんですかね。61件って言われたんですけども、61名の対象者がいるという意味であれば、その61名の条件っていうのはどんな条件があるのか教えていただきたいと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

まず、現在使われている方が61名でございますが、予算といたしまして計算させていただいておりますのが固定型が75名、携帯型を15名、合計で90名ということで予算を見積もらせていただいているところでございます。こちらにつきましては年々増加しておりまして、まず対象者といたしましては、ひとり暮らしの高齢者ということになっております。ひとり暮らしの高齢者の方が1人でお住まいになっているときに、自宅で動き等がなければセンサーが感知しまして、通報センターの方へ通報されるような仕組みとなっております。

**○委員長（金子恵委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

高齢者っていうことであれば、65歳以上はひとり暮らしであれば全部対象者になるわけですかね。そういう年齢的な制限があれば、そこもちょっと含めて教えていただき

たいと思います。

○委員長（金子恵委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

申請区分がおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、病弱等のため日常生活において特に注意を要する方、それからおおむね75歳以上の高齢者のみの世帯に属し、病弱等のため日常生活において特に注意をする者というようなことで要件となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ここで聞くので何となく想像がつくかもしれないんですが、丸田荘の入りの全体と、歳入歳出の金額が分かれば教えてください。

○委員（松林敏委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

5年度の予算で歳入を見込んでいる利用者徴収金、清涼飲料水自動販売機使用料、各種電話使用料、丸田荘の使用料、全て含めまして令和5年度の分の収入が803万8,000円、支出の方が丸田荘の費用として上げております旅費から負担金まで全てになりますが、合計で2,481万1,000円と試算しております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

丸田荘の継続というんですかね、それは住民福祉サービスというところに視点を置いて継続していると。途中何度も利用中止とかを繰り返しながら今あるんですけども、多分利用者っていうのは人数的には延べで言えば結構数的には大きいのかもしれないんですけど、多分利用している実際の人数というのは、あまり多くはないと思うんですよね。その上、差を見ると1,600万円の差があって、それが一部の方の住民サービスっていうところに、全体からすると当てはまるのかなというのと、毎年何回かもうとにかく利用中止になるわけですよね。何かいろいろ壊れたりとか修繕が必要になって。ここ根本的に継続っていう点で考え直す必要があるのかなとちょっと思っていて、所管としてはどういうふう考えられているのか。この差は結構、入と出の差というのはやっぱ

り考えていかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○委員（松林敏委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

委員がおっしゃられますように、令和3年度には大規模な管の布設替えなどしまして、費用の方、修繕費がかかっております。また、毎年小さな修繕ではございますが、タイルの貼り替えとか管の掃除、管の布設替えとか小さなものが重なっております、今年度の予算におきましても80万円程度修繕費の予算というのをいただいているような状況になります。こちらにつきましては、現在のところ継続ということで進めているところではございますが、今後大きな修繕もしくは工事が入ってきたときには、もちろん長与町の公共施設等の管理計画の中でどうしていくかというのを再度確認、修正して行って、利用者には申し訳ないんですけども、やむを得ず閉館するというふうなところも視野に入れて、現在考えているところでございます。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

地元の方ですとか、やっぱり利用者の声を聞くと、安いし、近いし、そういうので利用がしやすいというところもあって、そういう方たちからはなくなるのは惜しいという声もあるし、ある意味その反対で、バスの利用時間とこの開館時間、そういうものも考えると、なかなかうまく利用しづらい。道の尾方面とかあちらの方から来る分には利用しにくいという話もありますし。ここまでの差があるのであれば、もう民間委託にしてもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、これも予算にあまり関係ないんですけど、聞くところがあまりないのでよかったら教えてください。

○委員（松林敏委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ご提案ありがとうございます。現在私たちの所管および企画等々、公共施設の管理計画等の中での話では、民間委託というようなことは計画的には載ってきておりません。ただ、今回このようにご提案いただきましたので、社会福祉協議会がデイサービスが入っていらっしゃるというところもあつたりもしますので、社会福祉協議会を含めたところでの民間委託、本当に企業への委託っていうのも研究させていただければなど。なにぶん施設の方が老朽化が進んでおりますので、民間に委託した場合にどの程度メンテナンスをしてから、お渡しを、委託するものかとかそういうところも出てくるかもしれませんので、慎重に研究をさせていただければと思います。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

89ページですけれども、300万円の成年後見制度利用促進の運営費、これについての内容的なものを、障害者、高齢者の権利擁護のためですけれども、社協への委託の内容的なものを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料の分になりますが、こちらは社会福祉協議会への委託料となっております、中核機関において相談、権利擁護ということで、障害者、高齢者、対象になれる方の相談、後はそちらの方を今度は成年後見制度、簡単に言えば成年後見人となられる弁護士とかそういうところへつなぐような、そちらの相談業務もお願いしております。それとプラスアルファで、昨年度にはなりますが、市民後見人養成講座といいまして、市民、長与町であれば町民になりますが、町民が地域で見守り、市民後見人ということで後見人にもなれるというような養成講座、そういうふうな周知、あとは研究、研修を全て担っていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、この300万円の内訳というのは人件費もろもろ含まれていると思いますが、詳細については分からないってところなんですか。そのところの、何名分かいうのはもう分からない。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

社会福祉協議会のその業務に携わる職員の人件費というのは含まれるようにはなっておりますが、そちらの方が限度額幾らまでですよとかっていうようなことでのお示しの仕方はしておりませんで、いろいろな業務を含めたところで300万円。で、もう一つ付け加えて申し上げますと、相談件数1件当たり幾らというような縛りもございません。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

93ページの障害福祉計画の策定なんです、通信運搬費とともにアンケートを2,200人にされて、そしてまたこの策定を行うんだろうと思うんですが、その辺り障害福



祉計画作成に伴う目標というか、どういったことを設定をされるのか、そしてまたアンケートはどのような形でアンケートされるのか教えてください。ランダムにされるのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まずアンケートについてでございますが、長与町内にお住まいの方で手帳をお持ちの方全てにアンケートを取るような今のところ予定にはなっております。また、こちらの計画の分につきましては業務委託というふうになりますので、委託先とのいろいろなセッションですね、話し合いによってそのアンケートの枠を広げたり、そのままで行かっているのはまだ決定はしていないんですがそのようにさせていただいております。また計画につきましては、障害者計画につきましては国の方の障害者基本計画というのがございまして、こちらに基づいて町の計画を立てていくところでございます。で、この障害者計画を基に、その中で障害者がいろいろなサービスを使われると思うんですが、このサービスに対しての計画が障害福祉計画となってまいります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策に関する説明書で、老人福祉費の1,915万円の分のバス・タクシー利用券または健康づくりの助成券2,500円分の交付というところなんです、高齢者によってこの間ちょっとお聞きしましたら、バス・タクシー券もいいけれども、そういったものよりもポイント券みたいな、あとはお買物券みたいなものが、そっちの方がいいんだけどというような要望がありましたけれども、その辺りどのようにお考えになりますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉課所管の方には、大変申し訳ありません、お買物券がいいというようなご要望というのがまだ届いておりません、本日このようにご意見をいただいたところでありまして、今後の施策に検討というか組み入れられないかどうかというのを検討させていただこうかとは今思っているところではございますが、なにぶんこの高齢者の助成金っていうのが、家の外に出てどちらかに行き行って体を動かしてっていうのが、最初一番の目的になっております。お買物券というふうなところで発行するのが、それにそぐうのかそぐわないのかっていうのから研究させていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、福祉課の質疑を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で14時40分まで休憩します。

(休憩 14時29分～14時39分)

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、健康保険部健康保険課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。藤崎課長。

#### ○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算、健康保険課所管につきまして予算に関する説明書によりご説明をいたします。まず歳入ですが、12、13ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、当課所管分は一番下、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金でございます。本町より長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣の職員1名に係る人件費でございます。18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち当課所管分は一番上、国民健康保険基盤安定負担金でございます。この負担金は国保財政の安定化に資するため、保険者支援分の2分の1相当額を国が負担するものでございます。同じく2目1節保健衛生費負担金のうち当課所管分は、下段の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、個別医療機関へ支払う接種費などに対する国庫負担金でございます。次のページの14款2項2目3節老人福祉費補助金のうち、当課所管分は619万7,000円でございます。この補助金は、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部に対する国庫補助金でございます。同じく、3目1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金、それと風疹抗体検査等に係る補助金を計上いたしております。2段下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、ワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に対する補助金でございます。次のページの14款3項2目1節社会福祉費委託金は、国民年金に係る事務費委託金でございます。15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、当課所管分は一番上の国民健康保険基盤安定負担金で、国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額、および国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額でございます。その2段下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額でございます。次のページの15款2項3目1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は、上から2番目、健康増進事業費補助金で、健康相談、健康教育等の健康増進事業に対するものと、その下、長崎県骨髄等移植ドナー支援事業補助金で、対象経費の2分の1を県が補助するものでございます。30、31ページをお開きください。18款1項2目1節後期高齢者医療特別会計

繰入金は存目計上でございます。34、35ページをお開きください。20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入は全て当課分で、健康診査事業と高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業を計上いたしております。同じページの5項1目雑入のうち、下から9番目、後期高齢者医療制度特別対策補助金は、健康ポイント事業に対する補助金でございます。その5段下、在宅当番医制事業運営負担金は、在宅当番医制事業に対する時津町、西海市からの負担金でございます。一番下の臨地実習受入謝金は保健師等の学習実習受入時の謝金となっております。次のページの上から5段目、保健事業参加者負担金のうち1万2,000円が当課所管分でございます。食育事業の一環として実施する児童クラブ等での調理実習における参加者負担金を計上いたしております。

続いて、歳出でございます。94、95ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費は全て当課所管分で、国民年金事務に係る経費を計上しており、内容については前年度とほぼ同じでございます。次のページの3款1項5目国民健康保険費は全て当課所管分で、国民健康保険に係る経費でございます。2節から4節までは職員9名分の人件費を計上いたしております。27節繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国および県から受け入れた保険基盤安定負担金と、繰入基準によって算出された一般会計が負担すべき金額を合算し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。110ページから113ページにかけてでございますが、3款3項3目後期高齢者医療費は全て当課の所管分で、後期高齢者医療に係る経費でございます。1節報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士の報酬、18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金は、本町の後期高齢者における療養給付費の一部を後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき負担するもの。27節繰出金の長与町後期高齢者医療特別会計繰出金は、事務費と保険基盤安定負担金の合計額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。同じページから次のページにわたりますけれども、4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進係の職員の人件費および健康センター管理費や保健対策関連の経費で、健康ポイント事業の費用も含まれております。2節から4節の人件費については他課分が含まれておりますが、それ以外の節は全て当課の所管分でございます。1節報酬は、健康センターの事務職員、健康ポイント事業の事務補助職員等の報酬を計上いたしております。12節委託料の一番下の健康増進計画策定委託料は、本町の健康増進計画である、健康ながよ21の第3次計画の策定を委託するものでございます。19節扶助費は、骨髄等移植ドナーに対する支援として休業等による経済的負担を軽減するため、1日につき2万円を7日を上限に助成するものでございます。同じページの下段から次のページにわたりますが、4款1項2目感染症予防費は、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、風疹の予防接種委託料、結核検診、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る費用を計上いたしております。1節報酬のうち、当課所管分は3万1,000円でございます。3節職員手当等は全て当課分、8節旅費のうち当課分は2万6,000円、10節需用費のうち当

課分は60万8,000円。11節役務費は全て当課分、12節委託料の一番上予防接種委託料のうち2,346万4,000円が当課分、2番目以降は全て当課分でございます。19節扶助費のうち当課分が5,000円でございます。次のページの4款1項4目健康増進費は全て当課分で、主にがん検診等の各種検診に関連する支出でございます。内容につきましては昨年度と変更はございません。

続いて、主要な施策に関する説明書の19、20ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費につきましては繰出金を、同じく3項3目後期高齢者医療費につきましては高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、第3次健康増進計画策定業務および健康ポイント事業を計上いたしております。次に27ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧でございます。一番上が健康保険課分でございます。36ページをお開きください。補助金・負担金一覧でございます。下段から次のページの上段にかけて健康保険課分でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合資産額のうち12分の1を町が負担することになっております。長崎県市町村保健師会負担金につきましては5名分、長崎県栄養士会会費につきましては2名分の会費となっております。病院群輪番制病院負担金は、人口割によって長崎市から請求される負担金でございます。在宅当番医制事業運営負担金は、令和5年度は事務局が本町となっておりますので負担金の納付がございません。新型コロナウイルス感染症患者転院促進費負担金は、事業が終了いたしましたので納付はございません。補助金につきましては、食生活改善推進員協議会、長与町健康づくり推進員協議会へ交付することとしております。フッ化物洗口推進事業費補助金は、私立の幼稚園、保育園における消耗品費等の実費額を補助することとしております。以上が、健康保険課所管分の当初予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

これから質疑に入りたいと思います。まず歳入の12、13ページから入っていきます。こちらで質疑はありませんか。次18、19ページ、ありませんか。それでは20、21ページ。22、23ページ、これは委託金と負担金ですね。ないようでしたら24、25ページ、これは真ん中あたりですね。ドナーの分とその上の分です。それでは次が30、31ページ。34、35ページ、受託事業収入と雑入の中に所管の分が入っています。質疑はありませんか。36、37ページに入りたいと思います。質疑はありませんか。では歳入全般で質疑はありませんか。歳出に移ります。まず94、95ページ、国民年金事務取扱費ですね。96、97ページ、下段近くまで続いています。これが健康保険費、よろしいですか。それでは進めていきます。110、111ページ、後期高齢者の医療費ですね。では次行きます。112、113ページ。よろしいですか。進みます。114、115ページ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

12節委託料の最後に健康増進計画策定委託料というのが364万4,000円計上されておりますが、いろんな各課でこういう第1次とか4次とか5次とか作っておられるわけですが、健康保険課での健康ながよ21の第3期計画ということなんですが、これを作るのは作るとして、作った後の活用をどういうふうにしておるのか。もう作ってしまったら終わりで棚の上に上げて、例えば常時机の上に置いて、例えば総合計画でも何でも一緒ですね、机の上に置いて常時やっぱ時間があつたらそれを見るというような活用の仕方があるんじゃないかというふうに思うんですけども、なかなか言えんから、そういう活用がされていないということを私実感してきたわけですけども。第2期なんかの活用を実際どういう活用の仕方をしておるのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

長与町の健康増進計画、第2期の健康ながよ21計画におきまして、計画の目標といたしまして健康格差の縮小、健康寿命の増進ということを目標に掲げておりまして、それを目指して、誰もが健康づくりが取り組めるようにということで健康ポイント事業や、運動のきっかけを作るためについてというようなウォーキング事業など、計画に基づいて事業を企画、運営しております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

常時活用していますよと言いたいわけでしょう。そういう理解でいいですか、常時活用しておりますという理解でいいですかね。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

はい、常時計画を見ながら必要な事業に取り組むようにしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。ないようでしたら、次進めます。116、117ページ、これは上段の部分です。次118、119ページ、健康増進費が所管分になっています。質疑はありませんか。主要な施策に関する説明書含め歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主要な施策の健康ポイント事業なんですけども、県のアプリができたということで、

長与町が昔やっていた万歩計を使った事業っていうのはどうなるのかっていうのと、移行していくっていうことで、例えば長与町ならではのウォーキングのイベントとかでポイントの付加とか、アプリの方にもできるかどうか、その辺教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

令和5年度からの健康ポイント事業は、委員がおっしゃるように県のアプリを使いまして、歩数などに応じたポイントにつきましては、県のアプリを活用してそこでポイントが貯められるようにいたします。町独自の活動といたしまして、町で毎月行っていた体組成の測定会であるとか健康イベントなどに参加した場合は、町独自のポイントというミックンチケットという形でまたチケットを集めて、それを集めるといろんな商品と交換したりとか、店の割引で使えるなどというような形でしております。基本的には5年度からアプリに移行というふうにしておりまして、ただスマホはまだお持ちでないという方の場合だけに限って、1年間限定で今まで町で使っていた歩数計を貸し出して、また歩数に応じた町のチケットというのを付与するようにしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策に関する説明書の中の、今回の令和5年度の後期高齢者医療広域連合からの委託によって、健康課題の分析と把握というところなんですけど、これはまた新たな何か施策っていうのが今回ございますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

後期高齢者医療広域連合から受託を受けている高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業につきまして、県と町の課題である取り組みといたしまして、新たに高齢者の重複受診であるとか重複服薬、複数の病院にかかったりとか、多くの薬を処方されている方に対する訪問指導、確認を行うように5年度新たに実施する予定です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で健康保険課の質疑を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、介護保険課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

#### ○介護保険課長（村田佳美君）

それでは介護保険課所管分につきまして、説明書に沿ってご説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の18、19ページをお開きください。中ほどの14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課でございます。これは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫負担分でございます。次に22、23ページをお開きください。3段目の、15款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課でございます。国費同様、低所得者保険料の軽減分で県の負担は4分の1となっております。次のページに移りまして、2段目、15款2項2目3節老人福祉費補助金のうち、2番目の介護保険低所得者特別対策事業費補助金が介護保険課で、これは社会福祉法人等が行う利用者への負担額減免対策費として、県が基準額の4分の3を補助するものでございます。次に30、31ページをお開きください。3段目の18款1項1目1節介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れる保険者機能強化推進交付金を福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。108から111ページにかけての3款3項2目介護保険費は全て介護保険課でございます。1節報酬から8節旅費までは、職員および会計年度任用職員の人件費でございます。18節負担金、補助及び交付金の社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金は、歳入で説明しました社会福祉法人が低所得者に対して介護給付、自己負担額等を減免した場合の社会福祉法人に対する補助でございます。27節繰出金につきましては、国が示した基準内での繰出金としまして介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係るもので、前年度比65万4,000円、0.1%の減となっております。

続きまして、主要な施策に関する説明書の19、20ページをお開きください。主要な施策の介護保険課分でございますが、先ほど説明いたしました特別会計への繰出金の内訳を掲載いたしております。また、37ページには、補助金・負担金一覧の介護保険課分を掲載いたしております。以上が介護保険課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので質疑に入ります。まず、歳入の18、19ページ、真ん中ぐらいです。低所得者の分です。質疑はありませんか。進めます。22、23ページ、これも同じく低所得者保険料のところです。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとざっくりした質問で申し訳ないんですが、介護保険のこうした低所得者に向けた減免っていうのが、全体のいわゆるどのくらいの割合の方々がここに該当するのかっていうのってわかりますか。ちょっと知っておきたいなと思ってですね。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらの算定に当たっては、令和4年度については令和4年4月1日の保険者の数で算定するんですけども、そちらで今時点で把握している数字で第1段階の方が1,551名、第2段階の方が785名、第3段階の方が661名で合計で2,997名の方が、そちらの軽減の分の人数に該当するんですけども、全体の保険者数が1万1,245名になりますので、全体の割合としては26.7%ぐらいの数字になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは次24、25ページ、質疑はありませんか。それでは次進みます。30、31ページ、繰入金があります。歳入全般で質疑はありませんか。それでは歳出の方に移ります。歳出は108ページ下段から111ページの中段まで、質疑はありませんか。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。主要な施策に関する説明書も含めて、質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策でお願いいたします。緊急ショートステイ事業というのが全く5年度はなくなっていますが、これはどうしてでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

この事業は令和3年から行っていた事業になりますが、今まで利用が全く3年度、4年度なかったということ、それからこの財源がコロナ交付金を充てていたんですけども、その交付金にも今回該当しなかったということで、緊急ショートステイの分は減額させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で介護保険課の質疑を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で15時30分まで休憩します。

（休憩 15時17分～15時27分）

○委員長（金子恵委員）



休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査に移りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

宮崎会計管理者。

#### ○会計管理者（宮崎伸之君）

こんにちは。それでは令和5年度の一般会計予算の会計所管分についてご説明をさせていただきますと思います。

説明書でございます。まず歳入でございますけれども、28、29ページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金で説明欄の下から5番目でございます。用品調達基金運用収入1,000円が会計課の所管でございます。普通預金の利子分を計上させていただいております。次に、32、33ページをお願いします。20款2項1目町預金利子8,000円でございます。これは一般会計の他、町県民税等の歳計外現金の普通および定期預金の利子分を計上させていただいております。

次に、歳出でございます。50ページから53ページをお開き願います。2款1項4目会計管理費でございます。職員の人件費が主なものでございますけれども、11節役務費でございますが、窓口収納手数料が新規分となっております。こちらにつきましては令和4年4月1日からQRコード対応、未対応関係なく一律に納付書1枚につきまして33円の取扱手数料が発生するものでございます。納付書発行所管課におきましては、対応の事務が煩雑化を招くということから、会計課での一括予算計上をさせていただいたものでございます。次に、204、205ページをお願いいたします。12款1項2目利子でございます。会計課所管分につきましては、説明欄の一番下にあります一時借入金利子償還金で82万6,000円を計上させていただいております。

最後となりますが、基金の状況でございます。主要な施策に関する説明書の43、44ページをお願いいたします。会計課所管分につきましては下から2番目でございますが、用品調達基金が100万円を有する定期運用基金でございます。庁舎内で使用する封筒、納入済通知書等を集中購買いたしております。以上で簡単でございますが、会計課所管分の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。まず歳入です。28、29ページ、これは存目ですね。32、33ページ、町預金利子が会計課の分です。それでは歳出、50、51ページ、会計管理費のところです。次のページの上段まで。質疑はありませんか。基金の説明もありました。全体通して質疑はありませんか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

会計課の全体的なことになろうかと思うんですけれども、令和5年度というのは長期金利のいろんな動きが気になるんじゃないかと思うんですけれども、それと関連して町の会計課として何か準備とか対策とか、何かそういうことも検討というのはされているの

か、それともそれはもう成り行き、どうしようもないことなのでこれといった手だてというのには特に考えていないのか、何かあれば。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

今質問いただきました状況につきましては、まだ低金利状況が銀行とのやりとりでは続いていく見込みでございます。現在定期預金等の金利につきましても、昨年度よりも逆に下がっている状況でございます。この中で基金等の運用につきましては、ここ2、3年かなり低金利政策のおかげでかなり苦しい状況ではございますけども、特別に逆にいろいろな施策をしない方がいいような状況に考えております。もう本当に今あるお金を、基金を運用しながら投資的な経費等に使わないように対策を取った方が良い時期ではないかというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

52、53ページの役務費のところの窓口収納手数料ですね。派出手数料というのが今年度から発生したわけですが、これは銀行に支払う手数料だと思います。また新たな窓口の手数料、説明では納付書の収納に対する1件当たり33円、その納付書の収納というのは町税等の納付書を町が発行している分の収納に対するもの、そういう理解ですか。ちょっと詳しく説明いただけますか。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

昨年度から派出所の手数料的なものを150万円計上させていただいておりますけども、こちらにつきましては十八親和銀行から派出所の方に職員を派遣していただいております。その業務についての手数料でございます。これは、昨年度から長崎県下一律に同額で全ての市町が導入したものでございます。今回のものにつきましては、4月から国の方で納付書の発行につきましてQRコードを使用する部分が発生いたします。それにつきましては、既に33円というのが決まっておったんですけども、そのQRコードを使用しない納付書を、4税目につきましては国の方で今回4月からQRコードを導入するという形になってはいますが、それ以外のものにつきましては納付書を発行しますが、QRコードの使用をしない状況でございます。しかしながら、銀行におきましてはもう全てQRコードを使う、使わない納付書につきましては、全て33円の手数料を徴収したいということでございます。QRコードが使える分と使えない分がございまして、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町県民税の普徴、国保、こういう形でQRコード

を付ける分はあるんですけども、それ以外の分については一般的に納付書を発行している分についても同じように手数料を取りたいということになっております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

大体理解しました。それと以前の審議の中でもちょっと触れたことがあるんですが、振込手数料、役場から公費分は今振込手数料が0円だったのかな、何かそれをまた徴収、それを役場に対して課してくるという話があったと思うんですが、それは今年度予算計上はされていないようなんですけれども、その見通しとか何かそういったのがあれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

今おっしゃられた振込手数料という考え方でお答えすると、7月からそちらについては持ち込み分について有料化をするというふうになっております。こちらについては手数料を1回の持ち込み当たり3,000円徴収するようになっております。こちらについても、今回の予算の中で一部計上させていただいている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で会計課の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議会事務局ならびに監査事務局の審査を始めたいと思います。まず、議会事務局の方から提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

皆さまお疲れさまです。それでは、令和5年度一般会計予算の議事課所管分についてご説明申し上げます。議事課所管分の歳入歳出の合計額は、歳入は13万3,000円、歳出は職員の人件費を除き1億109万7,000円でございます。それでは、歳入からご説明を申し上げます。予算に関する説明書の36、37ページをお願いいたします。20款5項1目雑入の上から8行目、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金13万3,000円が議事課所管分です。こちらは、長崎県町村議会議長会が主催する議長および事務局職員の研修経費について県議長会から3分の2の補助を受けるものです。

歳入は以上になります。

続きまして歳出です。42、43ページをお願いいたします。1款1項1目議会費になります。主なものについて説明をいたします。1節報酬は議長以下16名分の議員報酬と事務補助パート2名分の報酬を計上しております。パート報酬につきましては、時間単価が902円から926円に上がっております。2節給料および3節職員手当等の上から9行目までの諸手当、そして4節共済費の1行目の共済組合負担金は議会事務局長以下職員4名分の人件費となります。3節の職員手当等の一番下の議員期末手当につきましては、令和5年度の支給割合は3.3月となっております。前年度予算と比較いたしまして26万8,000円減額となっております。4節共済費の上から3行目の議員共済会給付費負担金につきましては負担率が0.332から0.315に引き下げられたことによりまして、前年度と比較しまして133万3,000円の減額となっております。8節旅費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては経常経費でございます。内容について例年と大きな変更はございませんけれども、10節需用費の消耗品費につきましては議員の改選に伴い執行が見込まれる経費につきまして計上しておりまして、前年度と比較し14万8,000円増額となっております。説明は以上となります。ご審査方よろしくをお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

それでは引き続き、監査事務局の説明をお願いします。

福本課長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

続きまして令和5年度一般会計予算の監査事務局所管分についてご説明申し上げます。歳入はございません。歳出につきまして、予算に関する説明書84、85ページをお願いいたします。84、85ページの一番下段から次の86、87ページの上段が監査事務局分でございます。2款6項1目監査委員費1節報酬は、監査委員2名分の報酬です。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員1名分の人件費でございます。8節旅費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては例年どおりの経常経費でございます。説明は以上です。ご審査方よろしくをお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので質疑に入りますが、まず議事課の方です。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

次に、監査事務局の方、こちら歳出だけでしたけれども質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終了します。

以上で議会事務局ならびに監査事務局の質疑を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

引き続き、補正の分の議会事務局分を残しておりましたので、そちらの方に入り次第、

補正そして一般会計予算の結審の方に入っていきたいと思います。

まず、補正予算の提案理由の説明を求めます。

福本課長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

それでは、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）につきまして、議事課所管分の説明をいたします。

今回は全て減額の補正でございます。歳入はございません。予算に関する説明書の20、21ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目議会費1節報酬の議員報酬および4節共済費の議員共済会給付費負担金は、議員数が16名から15名となったことによる1名分の減額です。また、3節職員手当等の議員期末手当につきましては、1名分の減額に加え、期末手当の支給割合の改正により生じた不用額についても併せて減額いたしております。8節の旅費につきましては、主に新型コロナウイルスの影響によりまして所管事務調査や研修、会議等が取り止めになったことによる不用額を、職員分、議員分それぞれ減額させていただいております。説明は以上です。ご審査方よろしくをお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これから結審を行います。

まず、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）の件を行いたいと思います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第14号の結審に移ります。

議案第14号令和5年度長与町一般会計予算の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第14号令和5年度長与町一般会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の審査は全て終了です。本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 15時50分)